

水源連だより

水源開発問題全国連絡会◆

00170-4-766559

ホームページ <http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen.htm>

新潟県中里村・全国集会 第9回水源連総会報告

[illegible]

- ・水源連 9 回総会報告と事務局の対応 1
- ・冊子「WCD 市民ガイド日本語版」完成 6
- ・荒瀬ダム完全撤去ほかダム関連新聞記事 9
- ・信濃川・清津川の未来を考える全国集会 in 中里 12
- ・全国集会後の新潟から・中里村その後 13
- ・水源連総会議事要旨 16
- ・水源連総会資料（抜粋） 22



水源開発問題全国連絡会第9回総会報告と事務局の対応

2002年10月27日に新潟県中里町で開かれた、第9回水源開発問題全国連絡会総会の報告と、総会で提起された諸問題についての対応などについて報告します。

総会の配布資料抜粋と議事録要旨を後ろに掲載します。参照のほど、よろしくお願いします。

総会の報告

全国集会がもたれた翌日、10月27日8時30分から、中里村総合センター会議室で第9回総会を開催しました。

参加者は、佐藤謙一郎議員をはじめ全国から60数名でした。

司会進行役を高見優、渡辺誠、和波一夫の各氏がつとめ、事務局からの報告、各地からの報告、議案の討議と総会は進行しました。

いつもながら言えることですが、各地からの報告も、議案の討議も時間不足で、満足感を得られるものではなかったのは事実です。総会の持ち方を見直さなければならぬときに来ているようです。

以下、討議の部分についてテーマごとに記します。各テーマの後部のカッコ内（斜体小文字）に記されている文は、総会後の事務局会議での検討結果です。



1. 5ダム（渡良瀬遊水地総合開発Ⅱ期事業、清津川ダム、紀伊丹生川ダム、浅川ダム、下諏訪ダム）の中止と今後の反対運動

中止になったケースを見ると、粘り強い運動（5ダムすべて）、水需要低下などの客観的状況の変化（5ダムすべて）、知事の英断（長野県の2ダム、鳥取県の中部ダムなど）などが大きな要因。

裁判等で資料請求しても資料が出て来ないときは、国会議員の協力を得ると良い。

（水源連が全国の運動と国会もしくは国会議員とをつなぐ窓口になることも提起された。現状では水源連事務局には専従がいないので、全国の運動体と国会（国会議員）との本格的な窓口としての機能を果たすには無理がある。今後の努力目標・検討課題とする。現在の水源連会員の範囲についてはこれまで以上にその機能を果たせるように努める。）

2. 苦田ダム、徳山ダム、川辺川ダムの強権的な事業推進に対して

各事業認定申請書をもとに事業認定のまやかしを明らかにする。

行政事件訴訟法25条で執行不停止が原則とされている。法改正だけでなく、運用面も含め、とにかく、執行停止を勝ち取れるようにする。

（事業認定取り消し訴訟、収用委員会での争点、状況を出し合い、「共通点」を見出す。大きな政治問題として顕在化させることも含め、関係者で作戦会議を持つ。）

3. ダム問題の法的制度に関する研究会のその後

水源連が作成した公共事業審査法案と行政手続法、個別事業法とを比較。

行政手続法が対象とする計画は、許認可を伴う個別事業の実施計画（ダムでいえば、ダムの基本計画）であり、河川整備基本方針や河川整備計画は含まれない。また、再評価にも適用できない。事業者と異議申し立て者が徹底した議論を行うプロセスが欠如している。

河川整備基本方針、河川整備計画策定に関しては、公募型の住民参加を保証した策定委員会の設置を法的に義務付ける必要がある。

水源連の3法案について水源連関係者に共有されるよう、冊子の有効活用を図ると共に、各団体と再度の議論の場を持つ。

(公共事業を問題としている運動団体とよりいっそうの連携を図るなど、これまでの運動を継続する。水源連関係者に共有されるよう、再度の議論を設定する。それらの情報、活動を機関紙「水源連便り」で報告する。)

4. 住民の手によるダム総点検（水余りの時代における既設ダムの運用改善を求める運動）

既設ダムの運用実態をもとに、運用方法を変えさせ、自然へ経の影響を軽減させる。また、新規ダム開発を食い止める根拠としてもこの総点検は有効（富山県の熊野川ダムの事例紹介）。水利権更新時に利用されていない水利権の返上を求める。資料集に掲載されたダムの運動団体があれば事務局へ紹介願う。

(今回資料集に掲載した未配分水利権を持つ既成ダム一覧を基に、当該地域にその状況を問い合わせると共に、運動体に対し、協力を呼びかける。堆砂問題については、浚渫や排砂ゲートの効果の調査を事務局としておこなう。発電用水利権の更新問題についても、事務局としても検討・対応を行う。)

5. 河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対して

国の作業が遅れている。基本方針や整備計画が策定されているところは少ない。基本方針で基本高水流量を変更した例はないが、整備計画を策定したところはどこも、現実的な整備計画目標流量を設定している。その値はすべて、基本高水流量より小さい。

河川整備計画に住民が参画することはきわめて重要。流域委員の公募が必須だが、それを実現させるには流域委員会の準備段階からの参加が重要。

(河川法16条の2に関連し、流域委員会委員の公募を義務付ける通達を出すよう、国土交通省に要求する。河川整備計画を担当している各地方整備局の連絡先を機関紙「水源連便り」に掲載する。)

6. 公共事業チェック地方議員の会設置に向けて

ハッ場ダム関係と川辺川ダム関係からの報告を受けた。

(各地にこのような集団（会）が発足できるよう、現地の運動体から事務局に情報を寄せてもらう。また、発足しているならば、その活動状況を事務局に提供願う。)

7. WCD市民ガイド版について

各団体で活用願いたい。事例研究や報告会などでより具体的な発信が日本からできるよう、各団体からの協力（特に情報提供）をお願いする。それはダム公害輸出をしている日本の、ダム反対運動関係者の責任でもある。ガイドと自分たちの問題とを照合した資料を事務局に提供願いたい。

8. 会費の改定

財政が底をついているので、とりわけ団体会員の納入をお願いする。また、個人年会費を3,000円に改定する。

土地収用法を適用されている、川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダムの作戦会議報告

11月30日に岡山市内で開催された「ダム・ストップ交流集会」に先立ち、この集会に参加する川辺川ダム、徳山ダム、苦田ダム、清津川ダム、紀伊丹生川ダム、下諏訪ダム、水源連事務局の関係者が29日に津山市内で作戦会議を持ちました。

3ダムに共通していることは、事業認定取り消し訴訟において、起業者側は当該事業の公益性について立証責任を果たさず、いたずらに裁判の引き伸ばしを図っていることです。裁判が遅れても、行政事件訴

訟法25条で事業の執行不停止が原則となっているので、事業は着々と進行してしまいます。

収用委員会の審理において、川辺川ダム関係では収用裁決を急ぎ、事業の公益性については判断できないとしています。苦田ダム関係では収用裁決が急務でないこともあり、公益性について問題を提示できてはいますが、国側は何も答えることなく、説明責任を放棄しています。徳山ダム関係では収用裁決がすでに出されています。どこの収用委員会も当該事業の公益性について検証しようとしていないことが共通しています。

公益性を検証することなく、公益性をふりかざして国民の権利を収用することは、基本的人権がこの国には存在していない、つまり、憲法違反がまかり通っていることになります。このような状況を世間に広く知ってもらう必要があります。

行政事件訴訟法25条、27条の改正を求めると同時に、この法律が事実上、憲法違反の状況をまかり通らせている根源であることを国会で追及し、「事業認定取り消し訴訟中は事業の執行を停止することを基本にさせる」ことを獲得できるよう、運動を作ることになりました。

とりあえず、1月中に3団体と水源連が共同で3ダムの中止を国土交通省に申し入れることにしました。

また、すべての野党党首が国土交通大臣に対し、「3つの土地収用法適用ダムはすべてその事業認定に重大且つ明白な瑕疵があるので、直ちに中止」を申し入れることができる状況作りの作業を行うことにしました。もちろん、自民党の然るべき議員にも働きかけることとします。

なお、川辺川ダム関係では漁業権収用と土地収用の二つが収用委員会にかけられています。11月25日に開かれた二つの収用委員会（午前が土地収用案件、午後が漁業権収用案件。収用委員会委員の構成は同じ。↓写真）では、両方とも公益性について収用委員会は判断しないと声明しています。この件について



では、事業認定取り消し訴訟が進行中です。公益性が第三者機関によって検証されることなく、すなわち、事業認定取り消し訴訟の判決が確定する以前の日を明渡し期限とするような収用採決がされることは、許しがたいことです。現段階では収用委員会が両案件とも事業認定取り消し訴訟とは無関係に進行しているので、収用委員会に対して、公益性についての真摯な審理を行うよう、世論を盛り上げる必要があります。

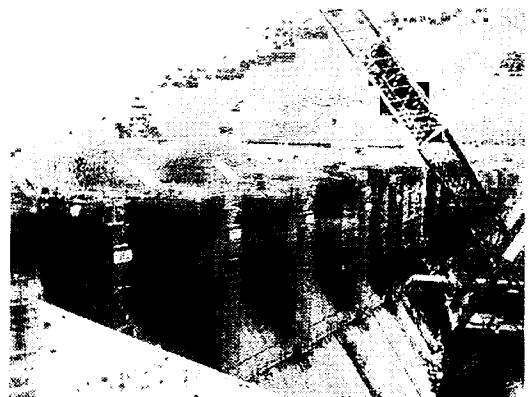
さらに、参加者から、今回のような会議が年1回の総会以外に必要なとの意見が出されました。その具体化は本文最後に記しています。

「ダム・ストップ交流会」報告

11月30日午後1時から岡山市内で「ダム・ストップ交流会」が開催されました。

当日午前中、苦田ダム建設現場の現地視察。中国整備局・苦田ダム工事事務所の職員による説明を受けましたが、ダム堤などの建設進捗率は96%でほとんど完成間近。水没移転戸数504戸の住民は長期のたたかいで疲れ果て、全員が建設容認となってしまったため、土地トラスト運動約1200人が土地収用に懸かっている現状です。

地質調査不十分、利水予定量の減少などの新たな問題が浮上しています。



苦田ダム建設現場

交流集会では、清津川ダム問題で高見優氏が、川辺川ダム問題瀬は中島康氏が、下諏訪ダム問題では塩原俊氏が、紀伊丹生川ダム問題では岩畑正行氏が、苦田ダム問題で矢山有作氏が、論点整理では水源連事務局の嶋津暉之氏がそれぞれの報告をしました

熊本から車で駆けつけた県民の会の中島さんは「川辺川ダム問題を取り組むのは9団体ほどある。潮谷知事が設置した住民集会も継続中。熊本市長選で新人が当選、来春には人吉市長選がありダム反対の候補が立候補する。」と報告。

下諏訪ダムの塩原さんが田中康夫知事再選の様子を交えて「下諏訪ダムは使用コンクリートのわずか6倍という小規模ダム。浅川ダムなどと共に中止になった。静かな市民革命がはじまっている」と報告。

紀伊丹生川ダムについて岩畑さんが「新河川法、環境アセス法の流れの中で、流域委員会に公募委員として参加し、会議の公開、毎回傍聴者の意見聴取など市民中心の委員会を実現させ、ダム中止に追い込んだ。世論をかき立て全国200のダム計画を中止させよう」と報告。

地元苦田ダムについて矢山さんが、外部の支援を受けない住民だけの反対運動が札束攻撃に切り崩された経過と現状について、報告。

清津川ダムの中止については高見さんが、地元住民・自治体と市民団体が公共事業見直しの流れを引きつけつつ専門委員会に対して徹底的に民主主義を説き公開審議をさせて委員自身の決断（中止）を引き出させた経過を報告。

水源連の嶋津さんが、ダム問題の現状について、

- 1 水あまりの時代、
- 2 ダム不要の治水対策可能、
- 3 地方が国にもものを言う時代、
- 4 オールクリア可能の時代、

の4点に整理したうえで、主要なダムを例にして、ダム・ストップの可能性が高い現状を説明。各地の多目的ダムは軒並み水利要望が激減し、残る目的の治水についても、あり得ない過大な基本高水流量（あくまで目標流量にすぎない）が破綻していると強調しました。

フロアーから、徳山ダム、安威（あい）川ダム、などの報告があり、中でも、小豆島から駆けつけた89歳・83歳のお二人は国立公園内に計画中の高さ130メートルの県営治水ダムに反対していると熱っぽく訴えたのが印象的でした。



「東京脱ダム宣言」集会報告

12月1日午後1時から東京都内で「東京脱ダム宣言 Part I」が開催されました。副題は「ハッ場ダムにストップを」です。

集会は中村敦夫さんの講演から始まりました。内容は、政界の裏話や、公共事業チェック議員の会の会長として全国を駆け巡った経験からの話など私たちを勇気付けるものでした。特に清津川ダムについて、「保守の村の清貧でもいいからダム反対が素晴らしい・・・」という中里村関係者な発言が印象的であった、とコメントを入れていました。





ハッ場ダム予定地から竹田博栄さんが、自作のビデオをもとにハッ場ダム事業の歴史と、50年来ダムがらみの生活を強いられている水没予定地住民としての実感を報告しました。遅々として進まない代替地の造成、これからの生活がますます見えてこない、という悲痛な叫びに聞こえました。

ハッ場ダムの問題点について、新しいリーフレットを用いた説明を事務局がおこないませんでした。東京・千葉・埼玉の住民はハッ場ダム建設について、620億円・370億円・700億円の負担を強いられる、自然を破壊し村と村民の生活を沈めて

川原湯温泉の竹田さん 水道水を確保することに公金を支出することは認めないとして、東京で80人、千葉で174人が住民監査請求をしたことが報告されました。

水道用地下水がハッ場ダムと引き換えに切り捨てられることになっている問題について事務局からその不当性と共に報告されました。

最後に、ダム水没予定地としての生活を一刻も早く脱却し、ダムなしでの生活再建を図ることを目的とした「ダム計画中止後の生活再建支援法」の制定が提起されました。



首都圏の受益者（市民）が、まず声をあげよう、現地に行ってみよう、自治体に働きかけよう、脱・ダム宣言をしよう、一緒に行動しよう、と立ち上がったわけです。

事務局からのお知らせ

年会費納入のお願い

同封の振込用紙を活用の上、年会費の納入をお願いいたします。

個人年会費は今年度から**3,000円**に改定になりました。

よろしくお願いいたします。

拡大事務局会議の開催について

反ダムの風が吹き始めた昨今、今こそ勝負時、と肌身で感じられている方がたくさん居ります。

水源連が抱えている課題はこの報告に記したようにたくさんあります。なんとかして、反ダムをひと時の風にするのではなく、国の流れを根底から変えなければなりません。

水源連関係者が一丸となって、国を相手とした交渉、あるいは、各地域の個別問題への対応ができる体制を作ることとします。

水源連の総会で常に提起されていることは、十分な時間をかけて意思疎通を図る場を持つことです。とはいっても、総会を年に複数回持つことは非現実的です。11月29日の津山での作戦会議の際も、年に数回全国の有志が討論し運動を作っていく場として「幹事会」のような場の設置が強く求められました。

これらを踏まえ、各地域の運動の情報を的確に共有し、共通の課題に的確な対応ができるよう、各地域の運動体・個人が、年に2回程度は相談し合える場として**拡大事務局会議**を開催していくことにしたいと思います。みなさんが各地域の運動で精一杯のこととは思いますが、是非、拡大事務局会議に参加いただくことをお願いします。拡大事務局会議の開催は、緊急に短期間の告知で行うことが予想され、すべての会員のあてに連絡を行うことは困難なことが考えられます。拡大事務局会議の開催日時、場所等の連絡を希望する方はあらかじめ水源連事務局担当の遠藤保男まで年内にFAXもしくはEメールでご一報ください。最初の拡大事務局会議を、「土地収用適用3ダムの中止を求める最初の行動日」として予定している1月中に開催したいと考えています。

遠藤保男のFAX 045-561-8186

メールアドレス yakkun@mvd.biglobe.ne.jp

熊本県

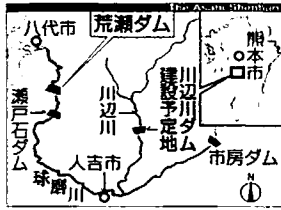
荒瀬ダム完全撤去表明

10年既存では全国初

熊本県の潮谷養子知事は10日、同県坂本村にある発電用の県営荒瀬ダムの撤去を表明した。来年3月で切れる水利権の更新を、通常より短い7年に短縮して国土交通省に申請。今後、環境アセスメントや護岸、周辺道路の補強などの撤去準備を進め、2010年の水利権失効後に解体、撤去する。既存ダムの完全撤去は全国初。国内の老朽化したダムのあり方に一石を投じることにも、上流に建設が予定される国の川辺川ダム計画にも影響を与えそうだ。



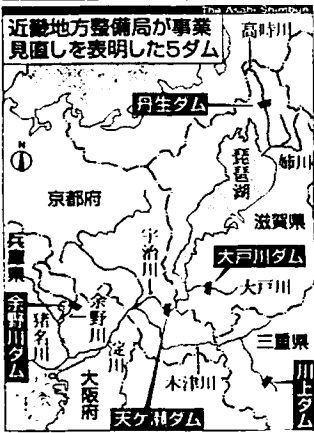
撤去が決まった荒瀬ダム。熊本県坂本村で、本社機から



この日の県議会一般質問で、自民県議がたたじたに、潮谷知事は「発電事業は10年3月31日までの7年間継続し、その後ただちにダムの撤去に入りたい。国に働きかけ、少しでも撤去時期

が早まるように努力したい」と答弁した。国交省によると、発電用ダムの水利権更新は通常30年。7年に短縮しての申請は異例という。荒瀬ダムは堤長2111m、総貯水容量は約1千万立方メートルで、規模として

は小型。54年に発電を始め、11年にはダム本体の減価償却期限を迎える。県はダム存続を前提に、国交省と協議してきた。しかし、ダム近くの住民が放水時の振動被害を訴え、ダム湖周辺に赤潮が発生するなど水質も悪化。このため、地元の坂本村や村議会、県議会最大会派の自民が県に撤去を求めている。潮谷知事は県議会での答弁で、撤去を決めた理由について、①ダムの年間供給電力量は同県の年間総需要量の1%未満②発電機やダムゲートの更新が近づき、取りかえに60億円を超える費用がかかる③堆砂や泥土の除去などの環境対策に多額の費用が必要④電力自由化の中でこれらの費用の回収の見通しは不透明——などと述べた。県はダム撤去費を約47億円と見込んでおり、県企業局会計から捻出する予定。治水や利水などを目的とする川辺川ダムは、本体工事に必要な漁業権の強制収用の審判が同県収用委員会に付いている。荒瀬ダムの撤去の方針について、潮谷知事はこの日、「別のスタンスで臨む」と語った。



近畿地方整備局が事業見直しを表明した5ダム。丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム、天ヶ瀬ダム、天ヶ瀬ダム。今後の河川整備計画について住民らの意見を聴く淀川水系流域委員会(委員長川田和男、京都府宇治市)の5ダム。元成済みの天ヶ瀬は改修工事を計画中で、そのほかは本工事前の周辺道路工事が進んでいる。国交省によると、国営荒瀬ダムが先行後に中止された例はあまりないという。今後20～30年間を視野に入れた淀川水系河川整備計画の策定に向けて、

5ダム見直し表明

近畿整備局 淀川水系で

同委員会は「ダム建設は原則的に抑制する」「建設する場合は住民の合意が得られた場合に限り」との提言案を年明けにもまとめる方向。同整備局は「提言は尊重する」との立場を示している。

川を再生させる第一歩に

ダム撤去



熊本県の潮谷義子知事が、球磨川にある老朽化した発電用ダムを7年後をめどに撤去すると表明した。国内で初めての「既ダム」の決断を評価したい。

ダムは川を寸断するなど自然環境を壊し、事業の効果にも疑問のあることが少なくない。長野県の田中康夫知事が「既ダム」を掲げて河川ダムなどの建設を中止したのをはじめ、ダム見直しは全国に広がっている。これに役割の終わったダムを撤去「既ダム」が加われば、自然の生態系を取り戻す効果は大きい。

撤去される県営荒瀬ダムは、河口から約20キロにある。貯水量1千万立方メートルの小規模ダムとはいえ、玉終アユなど魚の遡上はここで妨げられ、名物のアユはとうとうで上流に運ばれて育つ。ダム湖には土砂が堆積して、赤潮が発生する。住居は放水時の振動

被害にも泣かされてきた。

地元の高木村では、上流に計画中の山辺川ダムをめぐる論議の中から荒瀬ダムの撤去を求める声が高まり、県を動かした。

撤去には山辺川ダム推進派の県議会議員も賛成しており、ダム大議論に直結しているわけではない。治水目的のダムではないことから国交省も静観の構えだ。

とはいえ、今回の「既ダム」の持つ意義は大きい。老朽ダムを抱える全国の自治体や住民の間で、ダムをどうするか、の論議を巻き起こすきっかけになるだろう。

国交省は、ダムや堤防に頼りすぎる治水対策を見直し、自然環境に配慮した河川管理への転換を目指している。洪水を川の中に押し込め込むのではなく、川はあふれても流域全体で対策を講じる発想だ。

だが、工事や計画が進んでいる山辺川や群馬県の八ッ場、岐阜県の穂山、岡山県の吉田といった大規模ダムについては、方

針を変える意はない。「地元の実求」が錦の御旗だが、そこには政治家の既得権益を奪うとする姿勢が見える。

ダムの被害が最も顕著に現れているのは中部山岳地帯の天竜川や黒川川だ。ダム湖が流れ込んだ土砂で埋められ、大雨が降れば上流に水害を引き起こす。土砂の供給を断たれた河口では海嘯がやせ細る。ならば土砂を吐き出してみれば、漁業に被害を与え、八方ふさがりの状況だ。

ダム推進のアメリカでは、10年ほど前からダムや堤防の撤去が進んだ。すでに500基以上が解体されたという。老朽施設を補修するより、壊したほうが安上がりな上に、サケやマスなどのほろ自然の川を取り戻そうという環境NGO(非政府組織)の訴えが住民の共感を博した。

日本でもこれから、加速度的に老朽ダムが増える。国交省や都道府県任せではなく、地元市町村や住民が積極的に声を上げるべきケースも少なくないだろう。

川を再生する既ダムの思惑を定着させるには、住民の意見を反映させて合意をついていく仕組みが欠かせない。

社説

河川整備

環境をせり倒し

国交省 計画時に複数案公表

国土交通省は河川整備計画をつくる段階で、環境への影響を分析し、周辺住民に公表する制度を導入する方針を固めた。事業計画の時点で実施していた環境影響評価(アセスメント)を事実的に前倒し、ダム事業など複数の案を住民が選択できるようにする。河川行政の大きな転換といえ、環境への影響を理由にダムや堤防、放水路事業が初期段階で中止される可能性が出てきた。

国や都道府県などの河川管理者は、洪水時の想定最大出水量である基本治水などを盛り込んだ河川整備基本方針をつくり、それに基づき河川整

備計画を策定する。これまで計画段階では主に事業費や移転戸数といった経済、技術面から事業を決定。環境への影響分析は後回しになっていた。

新たな制度では、まず「現状のまま」「ダム建設」「ダムと遊水池の組合わせ」「堤防整備と掘削」など複数の整備案を設定。何年に1度の洪

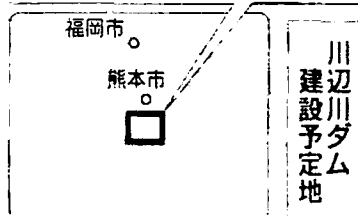
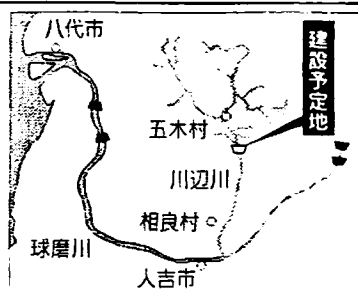
水に備えるかという「安全度」についても、それぞれ明示する。複数の案について、水質や土壌、動植物、生態系、景観など項目ごとの影響を、過

去の測算データを使って計算し、20、30年先の変化を予測する。

こうした複数案の設定やその理由、分析手法などをまとめた計画書を周辺住民や専門家らに公表し、意見を反映。そのうえで分析結果を報告書として示し、住民らが複数案から河川整備の事業を選択できるようにする。

国交省は当面、ダム、堤防や放水路など計画中の事業がある全国各地の約10河川で検証作業に取り組み。国が管理する1級河川から始め、対象を広げていく考えだが、周辺整備などが進んでいる事業は対象としない方針。

02.12.16 日経



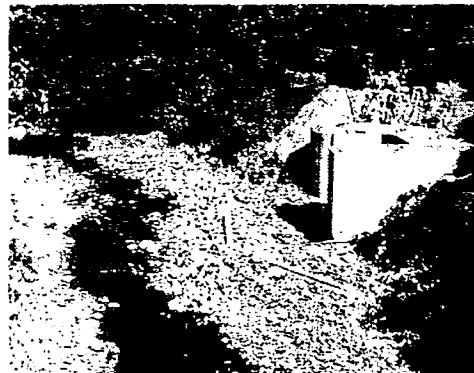
「後世に恥ずかしくない審理をすべきだ」。十一月二十五日、熊本市で開かれた第九回収用委員。ダム反対派が求めた

事業認定に関する意見の頭説明について「従前の意見と重複する」との

熊本県相良村の川辺川ダム建設に伴う漁業権の強制収用裁決問題で、県収用委員会の審理が長期化している。県側は「地元幅広い声を聞こう」とダム建設反対派の参加も認め、話し合いの場を公開するなど、新たな試みを打ち出しているが、漁業権の法解釈など論点が多岐にわたり、結論はなかなか見えない。来春の統一地方選も審理の行方を左右しそうな雲行きだ。

「熊本方式」ダム論議

川辺川ダム 結論見えず



ダム関連工事が進む川辺川（熊本県）

「議論尽くす」長引く収用委

▼川辺川ダム一九六六年に旧建設省が計画を発表した治水、利水など多目的のダムで、規模は九州最大級。二〇〇八年度完成を目指し、総事業費のうち七割近くをすでに消化、本体工事だけが残り、国を相手に訴訟も提起された。過去のいきさつを踏まえ西村久徳村長は「村民の苦渋も考え、なぜ今さら脱ダムなんだ」と憤る。特にダム推進役から中立的な立場に軸足を移した熊本県への不信感は強い。

い（塚本侃会長）とする収用委の意向で、計九回の審理では法律論からアユの生態まで取り上げられた。このため、通常は半年ほどで終結する審理は、ようやく大詰めに入ったところだ。「結審は早く来春二月、裁決は来春ごろ」（ある熊本県議員）。

国交省が目標にしている今年度内の着工は事実上困難な情勢となり、ダム推進派がしびれを切らし、始めているのに対して、反対派は勢いを強めつつある。

川辺川ダム最大の受益地となる熊本県人吉市では、来年四月に予定される市長選にダム建設を問う市議員の新人四人が相次いで出馬表明した。中にはダム賛成派からくわ替えた県議も。ダムを推進してきた現市長の五選出馬もほぼ確実で、同ダムの是非をめぐる選

月曜リポート

首長選からめ 反対派に勢い

「裁決までにダム賛成、地となる熊本県人吉市では、来年四月に予定される市長選にダム建設を問う市議員の新人四人が相次いで出馬表明した。中にはダム賛成派からくわ替えた県議も。ダムを推進してきた現市長の五選出馬もほぼ確実で、同ダムの是非をめぐる選

私の視点



石沢

進(67)新潟市

(植物文化アドバイザー)

奥胎内川にダム建設とを、多くの方々に理解が始まり、やがてはそのをいただいて、湛水した上流部は水没する予定に達している。建設の主な目的は、百年に一回起こるであろう洪水を、防止するためであるという。洪水対策のためのダムならば、その目的を果たすダムの構造を優先させたい。普通は水をためることになく、洪水時に流下する水をためる機能を優先させるのが、最良の方法と思われる。なぜ、普段水をためておく必要があるのか、その必要性が理解できない。

奥胎内川にダムの建設とを、多くの方々に理解が始まり、やがてはそのをいただいて、湛水した上流部は水没する予定に達している。建設の主な目的は、百年に一回起こるであろう洪水を、防止するためであるという。洪水対策のためのダムならば、その目的を果たすダムの構造を優先させたい。普通は水をためることになく、洪水時に流下する水をためる機能を優先させるのが、最良の方法と思われる。なぜ、普段水をためておく必要があるのか、その必要性が理解できない。

ソウ、シロウマイタチシダなどは、飯豊連峰で低海拔の生育地である。

のヒメジャガ、県の地域個体群のヤマグルマなど水生ことは、この地域水すること、秘められた特色ある生態系を破壊することにつながることも、認識していただきたい。

時に水が数日間停滞するダムであれば、河川の生態系を完全に破壊する」とはしないと考える。

奥胎内ダムは再考必要

は、国立公園の第一種特別地域内であることが、関係当局に、このダムの在り方を再考していただきたいし、多くの方々には、普段目にするところのない山奥のダムの建設にあつて、最大の目的である洪水防止に徹し、生態系の破壊につながるダム建設に反対の理解を得たいと思っている。

奥胎内川にダムの建設とを、多くの方々に理解が始まり、やがてはそのをいただいて、湛水した上流部は水没する予定に達している。建設の主な目的は、百年に一回起こるであろう洪水を、防止するためであるという。洪水対策のためのダムならば、その目的を果たすダムの構造を優先させたい。普通は水をためることになく、洪水時に流下する水をためる機能を優先させるのが、最良の方法と思われる。なぜ、普段水をためておく必要があるのか、その必要性が理解できない。

冊子「世界ダム委員会（WCD）市民ガイド日本語版」が完成！ 申し込み受付中です

このたび世界ダム委員会（WCD）市民ガイド日本語版を発行いたしましたので、皆様にご案内いたします。

ダム開発推進・反対双方の利害関係者が一致して出した「世界ダム委員会の報告書」は、400ページにわたる長文の英語であるため、日本人みは読みずらく、利用しにくいものでした。

アメリカのNGO国際河川ネットワーク（IRN）は、同報告書の概要を市民やNGOが利用しやすい「WCD市民ガイド」にまとめて今年2月に発行しました。今回ご紹介する冊子は、この「WCD市民ガイド」の日本語翻訳版です。

私たちは、この冊子が日本やアジアでダム問題に取り組む人々だけに限らず、行政・開発機関関係者、国会・地方議会議員、メディア関係者、大学関係者、そして多くの市民のみなさまに読まれることで、大型ダム開発の今後について理解が深まればと願ってやみません。ぜひ一度お手にとってみて下さい。

【世界ダム委員会(WCD)市民ガイド日本語版】申し込み先

ご注文：メール、もしくはファックスでお願いいたします。
E-mail rwesa@foejapan.org FAX 03-3951-1084

価格：500円（送料別）

お問い合わせ：ルイサ・ジャパン

〒171-0031 東京都豊島区目白3-17-24-2F

国際環境NGO FoE Japan内

TEL：03-3951-1081 FAX：03-3951-1084

担当：神崎

ルイサ・ジャパン（RWESA-J = Rivers Watch East and Southeast Asia - Japan）

東アジア・東南アジア12カ国でダム開発問題等に取り組むNGOの連絡会が2000年にRWESA（ルイサ）として結成された。この国際的なNGOネットワークに対応する日本の窓口として、RWESA-Jが設立された。

ルイサ・ジャパンは、メコン・ウォッチ、国際環境NGO FoE Japan（Friends of the Earth）、水源開発問題全国連絡会等から構成されている。

ルイサ・ジャパンでは、国内ダム問題や日本からの海外融資（ODA）によるアジア各国におけるダム開発問題についての交流を進めており、本WCD市民ガイド日本語版の出版もその取り組みの一つとして進めている。

大型ダム開発の今後を考えるための必読書

世界ダム委員会(WCD)市民ガイド日本語版のご紹介

世界各地で論争を巻き起こしてきた大型ダム開発。昨今の日本を見ても、田中康夫長野県知事の「脱ダム宣言」、長期化する川辺川ダムの是非論争、政府開発援助で建設されたコトパンジャンダム被害者住民の日本政府提訴など、さまざまな動きが見られます。今後ダム開発はどこへ向かうべきなのでしょう。そのヒントともなる世界ダム委員会(WCD)市民ガイド日本語版が、このたび完成しました。これは、2000年11月に発表された世界ダム委員会(WCD)の最終報告書の内容を簡潔にまとめ、さらに市民による活用方法を提案するものです。

【世界ダム委員会(WCD)とその報告書】

世界ダム委員会(WCD)の最終報告書は、2年間に渡り、5大陸8ヶ所の大型ダムケーススタディ、社会・環境・経済など17のテーマ別調査、56カ国125のダム概略調査、4回の各地での公聴会をへてまとめられたものであり、更に今後のダム開発への勧告を提示するものです。ダム開発に焦点を当て、まとまった調査を行ったこともさることながら、この委員会が政府機関、産業界、学界、非政府組織(NGO)などの多様な利害関係者から組織された中立な立場であったことも、世界で高く評価される理由です。

【なぜ世界ダム委員会が重要なのか？】

WCD は初めて、世界規模で中立的な大型ダムの調査を行ないました。そのプロセスは透明で、参加方式をとっており、広範囲な研究が行なわれました。大型ダムの経済的・社会的・環境的なコストは高く、しばしば便益をしのぐこと、また、水およびエネルギー開発には代替案が存在し、実行可能でありながら、試されることはまれであったことを WCD は明らかにしました。水およびエネルギー計画の立案だけでなく、開発事業の計画立案一般に関わる勧告を、WCD は提示しました。

WCDは国際的に高い評価を受けており、その結論と勧告は、世界のダムに関する議論に大きな影響力を持つでしょう。WCDが何を述べているかだけでなく、誰が述べているのかも重要です。WCDの共同スポンサーのひとつは世界銀行でした。WCDの委員の中には、多国籍土木建設会社であるABBの最高経営責任者、全世界的の大型ダム産業を主導する専門家の協会である国際大ダム会議(ICOLD)の元会長がいます。報告書は全ての委員に満場一致で支持されました。

【世界ダム委員会による主な結論】

WCDの結論は、「ダムは人類の発展に重要で有意義な貢献をしており、ダムによる便益は多大なものであったが……非常に多くの場合、このような便益を手に入れるために、容認できない不必要な代償を、特に社会・環境面で、移転を強いられた住民、下流の地域社会、納税者、自然環境が負担してきた」というものでした。

ダム建設支持者が当初予測していた発電量、水の供給量、洪水被害のコントロールを、大型ダムは達成できませんでした。WCD 最終報告書は、それを十分な根拠のもとに示しています。また、これらの大型ダム事業は、大幅な予算超過と建設期間の遅れに慢性的に悩まされています。さらに報告書は次のように明らかにしました。

・大型ダムは 4000 万から 8000 万の人々に、家と土地からの移転を強いてきた。それは極度の経済的苦境、地域社会の崩壊、精神的肉体的な健康問題の増加を引き起こした。先住民、部族民、農村共同体は、特に多大な被害を受けてきた。ダムの下流域に住む人々も、

水に起因する病気と、生活手段として依存してきた天然資源の喪失に苦しんでいる。

- ・多くの魚やその他の水生生物の絶滅、広大な面積の森林・湿地・農地の消失など、大型ダムは大きな環境破壊の原因となっている。
- ・大型ダムの便益の多くは裕福な人々に行ってしまい、一方、貧しい人々はコストを背負わされた。

【世界ダム委員会による勧告とはなにか】

委員会は、水およびエネルギー事業に関する意思決定のために、新しい枠組みを示しました。それはすべての利害関係者について権利を認めリスクを評価することを基本としています。不利な影響を受ける人々は、計画立案と意思決定過程に参加し、事業による便益の分配を受けるべきです。委員会の主な勧告は次のようなものです。

・いかなるダムも、被影響住民の「明確な同意」なしに、また影響を受ける先住民族や部族民による十分な情報に基づく事前の自発的同意なしには建設しないこと。

事業を進める前に、包括的な参加方式によって、水およびエネルギーのニーズと、それを満たす多様な代替手段の評価を行なうこと。

・既存の水およびエネルギーシステムの効率をできる限り高めることを、新規事業の建設よりも優先すること。

・既存のダムについては、参加方式による見直しを定期的に行ない、ダムの安全性や、ダムの撤去の可能性などについて評価すること。

・既存ダムによる被害を受けている人々に過去に遡って補償し、破壊された生態系を再生するメカニズムを開発すること。

世界ダム委員会（WCD）市民ガイド日本語版には、上記の内容が詳しく述べられています。

また、日本語版には、特別章として第9章を設けました。日本国内外でダム問題に取り組む方々、またダム問題に関心をお持ちの方々からいただいた率直なコメントを掲載しています。

日本各地でダム開発問題に取り組む皆様に、ご一読・ご活用頂ければ幸いです。



水源連事務局国際担当 氏家 雅仁
電子メール：BXI04376@nifty.ne.jp

信濃川・清津川の未来を考える全国集会 in 中里

2002.10.26

中里村総合センター



集会は大きく3つのテーマで行われました。

《全国のダム中止の報告》

紀伊丹生川、清津川、渡良瀬遊水池、下諏訪、浅川
《地元清津川ダム中止と補償問題》

新潟日報中川記者、水源連遠藤

《発電による減水、信濃川・清津川流域の今後の治水、
利水・森林の再生》

大熊新潟大学教授、角張静岡大学教授、長野県栄村
建設課長、樋口十日町町議、山本中里村村長、河野
静岡県川根町町長、高見優

それぞれの立場から報告、講演が行われ会場からも活
発な発言があり、「水を見るときには山も見よう。
鮭のいる川を目指そう」という地元「ふるさとの
清津川を守る会」藤ノ木さんの言葉で集会は大き
く盛り上がり終了しました。（参加者110名）

未来を考える

全国問題全国連絡会
ふるさとの清津川を守る会・清津川ダムを考える会
中里村
日時 10月26日 PM6:00~9:00

未来を考える

主催 水源問題全国連絡会
ふるさとの清津川を守る会・清津川ダムを考える会
後援 中里村
日時 10月26日 PM6:00~

未来を考える

主催 水源問題全国連絡会
ふるさとの清津川を守る会・清津川ダムを考える会
後援 中里村
日時 10月26日 PM6:00~

清津川ダム中止の報告をす
る中里村池田ダム対委員長

三つ俣地区の補償問題
と生活再建の法整備
水源連 遠藤

未来を考える

全国問題全国連絡会
ふるさとの清津川を守る会・清津川ダムを考える会
中里村
日時 10月26日 PM6:00~

未来を考える

全国問題全国連絡会
ふるさとの清津川を守る会・清津川ダムを考える会
中里村
日時 10月26日 PM6:00~

未来を考える

全国問題全国連絡会
ふるさとの清津川を守る会・清津川ダムを考える会
中里村
日時 10月26日 PM6:00~

未来を考える

全国問題全国連絡会
ふるさとの清津川を守る会・清津川ダムを考える会
中里村
日時 10月26日 PM6:00~

未来を考える

全国問題全国連絡会
ふるさとの清津川を守る会・清津川ダムを考える会
中里村
日時 10月26日 PM6:00~

未来を考える

全国問題全国連絡会
ふるさとの清津川を守る会・清津川ダムを考える会
中里村
日時 10月26日 PM6:00~

未来を考える

全国問題全国連絡会
ふるさとの清津川を守る会・清津川ダムを考える会
中里村
日時 10月26日 PM6:00~

未来を考える

全国問題全国連絡会
ふるさとの清津川を守る会・清津川ダムを考える会
中里村
日時 10月26日 PM6:00~

未来を考える

全国問題全国連絡会
ふるさとの清津川を守る会・清津川ダムを考える会
中里村
日時 10月26日 PM6:00~



信濃川の治水利水のあり方
「基本高水を下げる運動も」
大熊教授



同じ発言している水問題に取り組む地元中里
村長（左）と静岡県川根町長が壇上で握手



佐藤謙一郎衆議院議員



山田山田のツツ子と山田
山田教授

全国集会後の新潟の運動から

清津川ダムを考える会 三橋 允子

全国集会 in 中里に遠路はるばる大勢のご参加有難うございました。拙い運営で皆様方にご迷惑もおかけいたしました。事務局の方々、地元中里、その他大勢の方々のご協力を頂いて大変有意義な集会を無事終了することが出来ました。厚く御礼申し上げます。

さて、その後の新潟の情勢のご報告のうち、清津川の発電減水は藤ノ木さんより、水没予定地三俣の生活再建問題は、回復なさって再び町議会でご活躍中の佐藤守正さんに御願い申し上げました。

新たな問題として、と申しますよりは清津川問題に全力を注ぎ、手の廻りかねておりました県営奥胎内ダムが浮上してきました。すでに着工され、現在排水トンネルの掘削をしております。石沢進元新潟大学教授の投書にありますように国立公園第一種特別指定地域にあり、飯豊山を源流とする豊かな生態系を破壊する愚行です。昭和 42 年の羽越水害で死者の出た水害後、低地の住民の高台への移転や河川改修も終わり、治水を必要とする理由は建設省出身の学者の雨量測定を根拠とする基本高水流量にあるとのこと。良質で十分な地下水を有する黒川村が何故 1500 トン／日の利水要望をしているのか。熊本県では 50 年経過した荒瀬ダムの撤去を決めた時代に何故、新潟県はこれから水力発電の計画を実行するのか、自治体の水力発電した電力は電力会社が総括原価で買入れる義務があるとはいえ、昨年より売電をはじめた県営奥三面ダムの電力はキロワットあたり 22 円です。(全国平均 11~12 円) こんな高い電力を購入している東北電力も自由化を控え、東電との熾烈な競争で売電価格を無理に引き下げているのが実態です。奥胎内は平成 25 年稼動以後 40 年間平均で上限 10 円／キロワット 総括原価も上限がある、と言う妙な協定があり、これが本当に総括原価方式なのか？ 売る県のほうも損失発生の恐れ多いにあり。奥三面も本当に利益が出ているのか情報公開を求めているところです。(完成時、原価 25 円の試算あり)

いずれにしろ、いまだ 10 年以上をかけて必要性の理解できない(ダム予算 330 億円) 多目的ダムを作るとは！！市町村合併を通り越して新潟県は長野県と合併して田中知事にならないものか、道州制などと言っている時代ですから夢ではないのかもしれませんが。それまで何とか水を貯めさせないように頑張りたいと思いますので、またまた皆様方の御支援をお願いしなければなりません。

次回の全国集会で皆様にお会いできることを楽しみにしております。

中里村のその後

ふるさとの清津川を守る会 事務局 藤ノ木信子

水源連全国集会につきましては皆様のご協力を頂き、盛会に開催できました事をお礼申し上げますとともに、地元中里村にとりまして今後の運動の出発点となりましたことを喜んでおります。

ダム計画の中止は、この1年の素晴らしい成果でしたが、清津川にとってはやっと現状維持したに過ぎず、ここからが新たなスタートとなります。他水系に導水されている水を取戻す事、揚水発電ダム問題、森林復元など問題は山積みですが、行政・議会・漁協・住民のチームワークで取り組んでいきたいと思ひます。

……さて、その後の中里村の様子報告です。

先日役場3Fの一室で「清津川に水返せプロジェクト」メンバーが集まりました。

この日は柏崎原発に反対しているNGOを呼んでの「喧嘩のやり方」レクチャー……こんな事やっていいのかって？ はい、原子炉ひび隠し発覚以来、次々と不祥事がでてる東京電力とやり合ってる現場の情報がいっぱいではなかか勉強になります。

「今朝のニュースでは小泉君が燃料電池車に乗ってご満悦……」「そう、エネルギーの代替わりはすぐ目の前だね。」「将来、わざわざそんな長いトンネルで山奥から水ひいて発電してたの？とか水の無い川原があったって？とか言うだろうね」「シュラウドにひびが入ったまま運転したんだって？とか笑い話になるね」「でも、日本の電力事情ってどうなってるんだ？東電原発17基中9基止まっても平気だし。」「更に12月末に後4基、年度末に後2基止まるよ。過剰だよ、設備ばかり。」「それが料金に跳ね返ってる。清津川の水力が一番単価安いんじゃないか？」「え～？じゃあ水戻ってこないの？」「いやあ、もうそんな時代じゃない。次のエネルギーが始まる」「湯沢発電所は河川収奪の反省歴史博物館にしようよ。あの発電機は今でも骨董価値ありだ」

……こんな雑談を行政と議会、NGO、村民ができるこの環境を感謝しています。

荒瀬ダム完全撤去のニュースを聞き、励まされたと同時に「しっかりしないと」と自重しています。自然再生推進法成立による再開発に群がる利権がらみの計画に、住民監視の目を怠ることなく、清津川・信濃川の環境を考えていきたいと気を引き締めています。今後とも情報提供、ご指導ご助言の程よろしくお願い致します。

【追伸】

清津川では、東電は0.5t増放流して、河川調査をし、3月にガイドラインの10項目に沿った更新量を提示するだろう。

一方知事は両水系の土地改良区を集め、調停に入った。中里村長は「この問題は東電と中里の解決すべき問題で、先に知事が土改の調停をするのは筋違い」との認識。現在、東電の更新案を否定するべく、データ処理と中里の主張を作成する作業中(難航している)。町村合併とも絡み合せて、問題解決は複雑になっている。

《水問題世評かるた》

今年のテーマ「鮭たち帰って来～い、清津川に水を取戻そう!」をお正月にちなんでイロハかるたにしてみましたので、お楽しみください。おめでたい正月に付き、無礼講にてご免!

()内は正しいイロハかるたです。よいこの皆さんはこちらを覚えましょう。

さ (サルも木から落ちる)

サルも鉄塔から逃る……
うっかりして木から落ちるサルでも、高圧送電線の鉄塔には登らないよね。という意味。

け (芸は身をたすく)

芸は選挙をたすく……
選挙の時、組織票で圧勝する候補者は、なんだか胡散臭い芸人みたいな演説をするなあ。

た (旅は道連れ世は情け)

……友人は道連れ世は情けない……
官僚OBや退職した企業の役員が、同じコンサルに天下りする事。まったく情けない。

ち (ちりも積もりて山となる)

知事もつられて言いなりとなる……
地方自治のリーダーであるべき知事も、交付税や補助金につられて国の言いなりになる事がよくある。

か (可愛い子には旅をさせ)

可愛い稚魚には旅をさせ……
孵化した鮭の稚魚が4年後戻って来るまでに、「信濃川と清津川の水を取戻そう!」と言う私たちの掛け声。

え (縁の下の方持ち)

堰堤の下の方カラ
発電取水の実態。

っ

て (出る杭は打たれる)

出る杭にはウカレル
コラコラ！正月だからって出された酒で浮かれて
場合じゃないよ。水利権更新はさ来年だ。

こ (転ばぬ先の杖)

転ばぬ先の金
心にヤマシイ事がある企業がする政治献金の事。

い (イヌも歩けば棒にあたる)

イヌも歩けばダム撤去にあたる
今年流行の公共事業になることは犬でも知っている。

き (京の夢大阪の夢)

今日の夢大げさな夢
ダム問題に取り組んだがゆえに、苗場山麓の森林
復元をしよう！などとバカデカイ夢をみている私の
こと。

よ (葦のずいから天覗く)

葦のずいから政界覗く
見たくもないのに、葦の茎のような身近な問題か
ら、政官業癒着の構造を見てしまうことのたとえ。

っ (っ綴れは着てても心は錦)

っるピカきてても心は錦
いつもお世話になっているH市議に贈る心からの
感謝の言葉。これから協力して水を取戻しまし
よう。

が (が臥しんしょうたん薪嘗胆)

我慢？冗談！
これ以上我慢できない！80年も我慢してきた清
津川流域の本音。

わ (笑う門には福来たる)

笑う門には福来たらず
地方を切り捨てる国の強制合併では、みんなが幸
せになれないよ。人口基準交付税配分するな！

に (憎まれっ子世に憚る)

憎まれっ子政界に憚る
〇〇〇ハウスで流行語大賞をとって憎まれていて

も、まだバッジをはずさない人のこと。

み (身から出たさび)

身から出たさび
隠そうとすればするほど、原子炉にひびが見つかる
企業体質のたとえ。

ず (好きこそものの上手なれ)

好きこそ「物言い」の上手なれ
もしかしたら私って文句言うのが好きなのかも知
れない (自画自賛、喧嘩の相手はデカイ方が面白
いって?)

を (老いては子に従う)

落ちては民に従う
GDPが落ちたら民の意見に従うもんだヨ。
NPOとの協働で地域づくりを！

と (灯台もと暗し)

灯台もって暗し
無駄な公共事業で700兆借金をかかえる「日本
丸」はどうなるの？灯台役の政府が暗かったね。支
持率低下であ〜もって暗くなっていく . . .

り (良薬は口に苦し)

流域は益を逃がし
本米、川の恩恵を受けるべき流域住民の権利が認
められていない事。

も (門前の小僧習わぬ経を読む)

問題の課長くだらぬ表を読む
問題の公共事業を進める省は、情報の公開をした
がらず、一方的な説明をする傾向がある。

ど (毒をもって毒を制す)

泥をもって泥を制す
黒部川で関西電力と国交省がしている二つのダム
の連携排砂の事。これによって富山湾の漁業は壊滅
的被害を受けた。漁師さん、裁判頑張って！

そ (損をして得を取れ)

損をして得もない 費
用対効果に問題のある公共事業のこと。

う (嘘から出た誠)

嘘から出た誠
嘘で塗り固められた官僚政治に行き詰まった時、
誠の住民自治が芽生える事。今年を「住民自治元
年」にしよう！

ということで、2003年もよろしく願いいたします。
す。

中里村文句タンク 藤ノ木信子

水源連総会議事要旨

2002.10.27

司会・和波・渡辺、高見



【2001年12月以降の

活動報告と討議事項】

(事務局) 遠藤：川辺川ダムな

ど、強権的な事業執行が行われている。一方で、紀伊丹生川ダムや浅川ダムなど、運動の成果が上がり、中止なるダムも出てきている。また、流域委員会も重要な課題。足羽川ダムなど。

まとめると、国の進める大型ダム3つの中止は、大きな成果。だが、収用委員会などの強権的な事業執行をどうやって突破するのか。

(活動) 水源連としては、水源連3法案をつくったので、各地で活用して欲しい。事務局としては、林道や道路、空港、水道など、他の公共事業問題グループとも3法案について意見交換をしている。そして、佐藤議員を通じて、議員立法化を図っている。

(川辺川ダム) 住民討論会へ、水源連として参加。

(各地) 現地集会などへの支援を行った。

(国際) フィリピンの会議に参加。

(会計) 総会資料参照。苦しい状況にある。特に、団体会費の納入状況が悪い。また、川辺川ダム討論



集会への出費がかさんでいる。個人会費の値上げも検討している。3000円にしてはどうか。

【各地からの報告】

(長良川) 村瀬：木曽川水系

フルプランの一つ。94年に完成、1500億円。ダムは稼働しているが、建設負担と導水建設費などで、自治体の負担が大きい。ところが、工業用水については販売の見込みが立っていない。そこで、愛知県・三重県は一般会計からの貸付を行い、実質的な繰り入れとなっており、法律違反・最高裁で係争中。工業用水分の水利権返上を狙っている。水道用水は、いくつかの地域で水利権返上の動きが出ている。



(徳山ダム) 上田：大垣は、地下水の豊富な地域で

あり、徳山ダムの水は不要。関係自治体によると、水利権を要求していないと言う。岐阜県は、何の返事もしない。裁判は、論理的には圧倒しているが、裁判官に通じるかどうか。治水については、最近、



声高には言わなくなってきた。

(苦田ダム) 矢山：現在は、

事業認定の取り消し訴訟と不当支出差止め訴訟の裁判闘争が中心。前者は、公共性を巡って裁判をしているにも関わらず、挙証責任のある事業者は資料を一切出さず、ダム建設の既成事実化を図っている。そのため、原告が色々な資料を出しているが、被告の国は反論すらしない。ひたすら時間稼ぎをしている。収用委員会も同様。後者は、協力感謝金などが、別の名目でカネを出してはいけないという閣議決定に違反している。しかし、裁判ではそこに判断が示されず、上告中。根本的な問題は、事業の執行不停止原則にあり、土地収用法と行政事件訴訟法にある。

(下諏訪ダム) 塩原：知事選挙

では、表面では争点がボケているように見えたが、本当の争点は公共事業のあり方にあった。以前の知事室は「奥の院」。気に入った県議しか入れず、そこに業者を連れて行けるかどうか、知事及び県議の権力の源泉であった。田中知事は、「奥の院」をガラス張りにして、県議の権力を失わせてしまった。それが争点だったのである。そして、県議たちの実態が県民に知れ渡り、「市民革命」となった。

(思川開発) 伊藤：事業の全面見直しを掲げて当選した知事が公約を破り、今市の取水事業は中止になって事業規模は縮小されたが、事業継続となってしまった。ただ、東大芦川ダムが中止になると、さらに建設根拠が乏しくなる。そこに力を入れている。南摩ダムでは、ダムの規模見直しにより移転予定地区がほとんど移転なくなり、運動は消滅してしまった。一方で、下流では新たな反対運動が起きている。

(渡良瀬) 高松：事業中止で、運動は成功した。国

交省は、湿地保全を言い始めた。湿地保全再生委員会が発足し、運動側から多数が委員となった。今後は、大規模公共事業が見込めなくなるだろう。一方、自然保護(渡良瀬

開発問題全 第()巻



水資源開発
91



未来プロジェクト・ラムサール条約登録)の面で、自治体首長や行政機関など新たな人たちを巻き込む必要など、新しい展開を見せている。また、思川の運動を支援し始めた。

(清津川ダム) 三橋：中止になったので、名称を変えるなど新たな運動展開を検討中。現地調査などを考えている。また、取水問題などでの支援を考えている。

(紀伊丹生川ダム) 岩畑：中止を勝ち取ったが、河川管理を市民が担うためにどうするかが課題。流域委員会の市民参加も、市民が大きな力を発揮しないといけない。



(黒部川) 金谷：連携排砂が今夏も行われ、深刻な漁業被害が発生している。公害調停が結審するが、行政・関電は漁民の調査要求などを拒否するだろう。また、上流に砂防ダム建設という新たな問題が浮上している。強力な署名運動を展開したい。

(川辺川ダム) 吉村：収用委員会の問題については、矢山さんの言うとおりの。住民討論会は、水源連の支援でやっているが、国交省は答えにならない答えを繰り返している。如何にして今年度の予算執行をさせないか。また、下流の荒瀬ダムについて、坂本村



が壊せと申入れしている。

(設楽ダム) 松倉：豊川の流域委員会に、河川整備計画に設楽ダムを位置付けさせてしまった。市民グループでは勉強会を重ね、計画撤回を要求している。



(ハッ場ダム) 山崎：現地は、個別補償に入っているため、反対の声が挙げられない。会では、パンフレット作成や現地見学など、市民に向けた啓発を中心に活動している。



昨年水源連総会で活動が決まった、首都圏のダム問題を考える市民と議員の会は、千葉で集会を開いた。また、倉沢ダムでも流域委員会が立ち上がったが、住民参加がない。

(相模川) 岡田：宮ヶ瀬ダムと相模大堰セットは、計画が課題であるため、行政訴訟しているが、のら





伝えていきたい。

(全水道) 三枝：ダムは、労

組にとっても大きな問題。黒部川の排砂問題などにも取り組んでいる。今は、縦割りを排し水行政の基本理念を確立するために、また水のことを国民間で議論するために、水基本法の制定を求めている。一方で役所の思惑も錯綜しているので、市民の間で幅広く議論をしながら進めていきたい。



(東大芦川ダム) 高橋：治水については、コスト的



にも、理屈的にも合わない。利水については、突如、鹿沼市が要求した。だが、これも人口実態などを見ると根拠に整合性がない。検討委員会が設置されたが、御用学者が起用されたり、費用対効果が検証されなかったり、水需要も検討されないなど、ろくに議論もない。

御用学者が嶋津さんを極度に恐れている。

(水源連) 渡辺：暴漢に殺された石井紘基代議士には、公共事業問題でお世話になっており、弔電を打つこととした。

【5ダムの中止と今後のダム反対運動】

嶋津（事務局）：ダム審について、13事業で設置された（細川内を含めると14）。平取ダムは、治水目的に絞られて、推進されている。小川原湖総合開発は中止。渡良瀬は中止。宇奈月完成。矢作は中止。徳山は推進。足羽川は、計画変更の上、検討中だが実現性に乏しい。苦田は推進。吉野川は事実上白紙。川辺川は推進。成瀬は推進。高梁川総合開発は中止の方向。紀伊丹生川ダムは中止。細川内も



含め中止が6。中止になりそうなのが2。残りもすべての中止ないし運用改善を求めている。

ダム総点検について、公共

事業の再評価制度につながった。また、与党三党の中止勧告によっても32ダムが中止された。

結果、これまで、約80ダムが中止された。運動の成果である。

現在、工事中または計画中のダムは、280程度ある。これらを如何に中止させるかが課題。

中止になったケースを見ると、粘り強い運動、水需要など客観的な状況、知事の英断が要因としてある。今後は、利水面・治水面で客観的にダムが不要である状況を広く知らせること、知事など自治体の姿勢を追及していくことが必要である。

村瀬：ダム中止については、内閣と国会が機能していない。

嶋津：何人かの国会議員に協力してもらい大きな成果を得ているが、内閣・国会そのものが機能していないのは村瀬さんの言うとおり。

矢山：裁判所を通じて資料が出てこない。そのようなときは、国会を通じて出させて欲しい。また、苦田では実施計画調査をやっていない無責任な基本計画。客観的な実態をしっかりと把握し、実質的な議論を進めていかなければならない。

岩畑：流域委員会では、国交省のメニュー・スケジュールどおりに進めなくてもいい。道理が通らなければ、しっかりと主張していくべき。

渡辺：裁判所を通じて出てこない資料が、国会を通じて出てくるのか。

矢山：裁判官は行政よりだから、そもそも信頼できない。国会を通じて、追及する必要もある。

茂吉：川辺川の利水裁判でも、なかなか資料が出てこなかった。原本を出させることで、明らかになった事実もあった。

矢山：とにかく国は、逃げやすいように、情報の有無についてすら明言しない。

遠藤：国会議員に協力してもらおう。

佐藤：水源連の皆さんと相談しながらやっていきたい。皆さんの中で、議員事務所などに来てお手伝いして欲しい。国と県にまたがるときは、国会に両方呼んで、議論すれば逃げられない。

矢山：裁判では、国が県を証人に呼ばない。

佐藤：国会でサポートしていきたい。

渡辺（辰巳ダム）：徹底的に情報公開請求している。情報公開制度を徹底的に活用することも重要ではないか。

渡辺：事務局として情報公開のあり方について検討して、ご報告したい。

【苦田ダム、徳山ダム、川辺川ダムの強権的な事業推進に対して】

遠藤：国会議員と連携して問題を迫及していきたい。まずは、事業認定申請書を取り寄せ、分析したい。その第一歩として11月30日の岡山集会に参加して欲しい。そこで、検討の場を設定する。

嶋津：事業認定のまやかしを迫及する活動、行政事件訴訟法改正に向けての活動を行っていききたい。

矢山：あまりにも膨大で、コピーができない。行政訴訟法25条については、解釈変更の方法でできないか。そのためには、国会論議が不可欠。

村瀬：妥協してもいいから、執行不停止を勝ち取って欲しい。

嶋津：国会論議をしてもらえるよう、働きかけをしていきたい。事業認定書については、要点でいいから送って欲しい。

渡辺（辰巳ダム）：資料を閲覧するだけでも、相手への圧力になる。

遠藤：議員を通じて出してもらおう。

渡辺：閲覧はタダ？

高見：その通り。

矢山：法務局で閲覧させている。膨大で、弁護士と必要箇所を判断し、コピーしている。

渡辺（辰巳ダム）：原本を確認することが重要。だから、閲覧も大事。行政への圧力は相当なもの。

渡辺：まとめとして、国会で資料を出させること、国会で行訴法25条の議論をすること、市民が原本を閲覧すること。

【ダム問題の法的制度に関する研究会のその後】

嶋津：公共事業審査法案、ダム中止後の生活再建支援法案、土地収用法改正案の推進をしていきたい。現在、道路問題、林道問題のグループと一緒に、佐藤議員に相談している。

昨年総会以来、研究会では、行政手続法など他の法律との比較作業や、関係法の精査作業などを行っている。行政手続法については、これに計画確定手続きなどを入れると、再評価が行えないという欠点がある。水源連案（公共事業審査法案）の方が優れていることが分かった。

村瀬：公共事業審査委員会について、事業者が身勝手な任命をしないよう何らかの措置が必要ではないか。審査中の工事停止について、審査期間の限定を妥協しても、勝ち取るべき。目的別の省庁別負担割となっている現状を、国交省の負担について総事業費当たりと改めなければならない。

渡辺：冊子の有効活用をお願いします。

遠藤：大切なことは、地域で活動している皆さんの方から見て、必要かどうか。生の声を聴きたい。

三橋：清津川では、三俣地区を考えると、地元の要求すり合わせができていない。地元の方々に冊子を配布しようと思う。

岩畑：各地域に複雑な状況があると思う。もう一度、各団体に問い直し、再度の議論の場が必要だと思う。

関：地元では、法案に対して、レベルが高すぎるという反応。もっと現実性に即したものを。

渡辺：各団体に冊子を持ち帰ってもらい、再度の議論を設定する。

【水余りの時代における既設ダムの運用改善を求める】

嶋津：中村議員を通して、大量の余剰水利権が明らかになった。総務省は、余剰水利権を他に転用する施策を進めている。霞ヶ浦では、余剰水利権によって水位操作の必要がなく、実際に水位操作を凍結することができた。また、水余りは既設ダムの運用改善ができることも意味している。宇奈月ダムでは、利水を止め、常時排砂が可能な状態にある。長良川河口堰もゲートの常時開放が可能である。

金谷：富山県の場合、大きな水余り状態。実質的に市民団体の要求を丸呑みし、熊野川ダムでは、余剰水利権の活用により、予定されていた別のダム計画を見直すこととなった。宇奈月ダムでも、余剰利水分を治水に当てるべきだと主張している。

嶋津：このような資料を活用して欲しい。

遠藤：問題あるダムについて、運動体を把握していないところがある。皆さんの方で、知っているところがあれば、教えて欲しい。

村瀬：水利権は返上すべき。最終的には、いらぬダムを撤去させる。余剰工業用水の水利権を水道用水に転換させてはいけない。

渡辺（辰巳ダム）：建設省の河川法逐条解説書では、水利権を実行しない状態はダメとある。これを根拠に攻めていくといいのではないかな。

【河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対して】

嶋津：全体的に国の作業が遅れており、策定されているのは一部だけである。策定されたものは、基本高水流量の設定について、見直しが行われていない。過大な基本高水流量を見直させることが重要。一方、整備計画目標流量は、現実的な数字である。この目標流量を徹底的に迫及し、ダムが不要である根拠にしていかなければならない。

遠藤：流域委員会で計画を策定することになっているが、委員を公募しているところは、近畿地整管内と天竜川だけである（由良川除く）。全体として、原案を役所が作るところが多い。原案を作る段階から、住民参加が必要。原案作成前の準備会に対しても関与が必要。そして、計画が出来上がった後も、川を住民に取り戻す覚悟で臨まなければならない。

岩畑：流域委員会の構成について、やはり準備会からの参加が重要。武庫川ダムでは、賛否委員数が対等の委員会ができた。但し、基本高水をどうやって下げるかは専門性も必要であり、しっかりした治水論が展開できるよう市民側の勉強も不可欠。また、自治体の反対も重要となるため、情報公開を徹底してやらなければならない。

関：整合性がなくてもダム建設を進めようとする例もあるので、気をつけなければならない。

渡辺：支援策について、事務局でも検討していきたい。

遠藤：近畿地整だけが民主的な手法。本省に対して、しっかりした働きかけをしていきたい。準備段階については、各地方整備局の河川部河川計画課に問い合わせると、情報が得られる。

【公共事業チェック地方議員の会について】

山崎：首都圏のダム問題を考える市民と議員の会について、第1回集会を3月に千葉市で開いた。第2回は、12月1日に都内で開く。当面は、首都圏での啓発、関係自治体からの水利権返上の働きかけを行っていく。

茂吉：球磨川・川辺川流域議員の会について、県議を含め多くの地域から参加がある。当面は、住民の話を聴いたり、八代の堤防の視察、農業利水問題など、勉強会を中心にやっている。

【世界ダム委員会（WCD）市民ガイド日本版について】

氏家：水源連総会に間に合わせて、冊子を作成した。世界ダム委員会とは、世銀や各国政府、ゼネコン、NGOなど、多数の利害関係者で構成された。ガイドは、国際河川ネットワークが策定したものを、翻訳したもの。各団体においては、冊子を活用して欲しい。日本政府もサポートした委員会なので、ファクトシートなど活用できるだろう。また、事例研究や報告会などで、各団体から協力してもらいたい。

遠藤：日本は、ODAでダム輸出をしている。日本の問題を世界に発信することは、私たちの責任である。各団体には、ガイドと自分たちの問題を照らし

合わせて、水源連事務局にご報告願いたい。

【まとめ】

佐藤：国会が機能していないのはその通りであるが、有権者が選出している。皆さんの運動を理解する議員を育てて欲しい。チェックの会・野党としては、議員立法を用意し、政権交代のときなどにガラリと変えるようにしていきたい。また、各団体のNGO事務局長などによる作戦会議などもやってもらい、連携を深めていきたい。

渡辺：石井先生の偲ぶ会に各団体連名でメッセージを持っていきたい。

遠藤：もう財政が底をついてしまった。会費について、未納団体にはしっかり収めることをお願いする。個人会費については、3000円に値上げしたい。

[拍手で承認された]

渡辺：黒部川の署名用紙に水源連の名前を入れることはどうか。

[拍手で承認された]

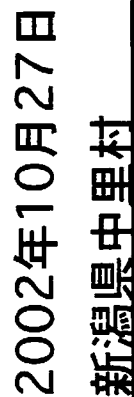
渡辺（辰巳ダム）：今後は、農業水利権の問題が重要になるのではないかな。

三橋：基本高水について、予想高水と呼んで欲しい。

渡辺：これで終わります。ありがとうございました。

第9回總會資料

(抜粋)



水源開発問題全国連絡会第9回総会

2001年12月以降の活動報告と討議事項

2001年11月25日に富山県宇奈月町で開かれた、第8回水源開発問題全国連絡会総会以降の水源連の主な活動の報告と、今回の総会の討議事項について記します。

I.概要

ダム計画の根拠の破綻が白日にさらされても、撤退に関する法的システムが存在していないことをよいことに、国は多くの国民から疑問視されている徳山ダム、苦田ダム、川辺川ダムに土地収用法を適用し、強権的に事業を遂行しています。

暴力的に土地強制収用がおこなわれた徳山ダム、土地収用裁定がおこなわれている苦田ダム、川辺川ダム、どこも起業者側はなりふり構わず事業推進を図っています。現地ではこのような強権的な事業推進に対して、事業認定取消訴訟をはじめとした粘り強い反対運動が進められています。

一方、各地のダム反対運動とそれによって形成された世論の盛り上がり、その運動の中で訴えてきた水需要の鈍化が起業者側にとっても否定しがたい事実であったことなどから、紀伊丹生川ダム、渡良瀬第2貯水池、清津川ダム、長野県の浅川ダム・下諏訪ダムなどは中止が決定しました。

また、足羽川ダムは利水面での見直しがおこなわれ、福井県（工業用水）と福井市（水道用水）がダム計画の利水からの撤退を表明しましたが、近畿地方整備局は部子川ダムを代替案として正式に提示しています。九頭竜川水系流域委員会が設置され、この代替案が九頭竜川水系河川整備計画策定における最大の検討事項になっています。

このように、全国では起業者の強権的な事業推進と、ダム計画の休止・中止、利水予定者のダム計画からの撤退、と様々な動きがあります。紀伊丹生川ダム、渡良瀬第2貯水池、清津川ダムなど、国がつい最近まで建設に力を入れてきた大規模ダム計画を中止に追い込んだことは、私たちの運動による事実に基づく反論が正しかったことを証明したもので、この一年間でこれまでにない多くの成果をあげたことは確かです。

しかしながら、まだまだ私たちの運動は大きな壁に突き当たっています。水源連事務局では昨年度の総会でも議論され、引き続き宿題となっている問題について「ダム問題の法制度に関する研究会」を継続し、検討を重ねてきました。その集大成としてこの7月に冊子「市民立法・公共事業三法案」を発行しました。

今総会はこれらを議論の中心テーマとしつつ、各地の運動の現状を報告し合うなかで、未だに強権的に進行しているダム事業をはじめ、根拠を喪失している数多くのダム計画を中止に追い込むための方策を見出したいと思います。

II.水源連（もしくは事務局）の活動

第8回総会以降、機関紙「水源連便り」の発行は3回しかできませんでした。機関紙発行時に、各地の皆さんの協力により各地の情報を寄せていただき、それらを掲載することにより、情報の共有をはかりました。

この一年間の事務局の活動は、

- ① 3法案のまとめと冊子の作成、関係団体等への説明、
- ② 「住民討論集会」への参加を初めとした、川辺川ダム問題対応、
- ③ 状況に応じた全国への呼びかけの発信とそれを背景とした要請書・抗議文の提出、
- ④ ダム関係のODA問題に関連した、海外の反ダム運動との連携

などでした。

Ⅱ－１．３法案のまとめと冊子の作成、関係団体等への説明

この７月に冊子「市民立法・公共事業三法案」を発行しました。

「この３法案の立法化を図る上で、ダム以外の公共事業分野の運動と連携すること」が昨年の総会で提起されていました。「大規模林道問題全国ネットワーク」、「首都圏道路問題全国連絡会」、「静岡空港はいらない静岡県民の会」、「全日本水道労働組合」の方々に説明をし、意見交換をおこないました。１０月１４日には首都圏道路問題全国連絡会のご好意で、同会総会で３法案の説明と、立法化に向けての協力要請をさせていただきました。同会の全国組織は「道路公害反対運動全国連絡会」です。

Ⅱ－２．「住民討論集会」への参加をはじめとした、川辺川ダム問題対応

２００１年１１月、球磨川漁業協同組合が臨時総会で補償議案を否決した時点から、川辺川ダム問題は急展開を始めました。九州地方整備局は同年１２月１８日に熊本県収用委員会に漁業権等の収用裁定を申請しました。

Ⅱ－２－１ 川辺川ダム住民討論集会

熊本県は、漁協が補償議案を否決したことと、それに前後して川辺川研究会が「国のいう基本高水流量を前提とした上でもダム以外の治水対策が可能」という主旨の調査・研究結果を発表したことを受け、国に説明責任を果たすことを求め、昨年１２月９日に『川辺川ダム』を考える住民大集会を相良村体育館で開催しました。この大集会の参加者は３０００名にのぼりました。

この集会は治水問題を中心に継続され、２月２２日には八代市内で、６月２２、２３日には現地調査を含めて相良村体育館で、９月１５日には熊本県庁内で、計４回開催されました。

水源連は第２回討論集会に先立ち、２月１６日に八代市内で水源連としての調査・研究結果を記者発表しました。第２回目討論集会からは連続で参加しています。

この討論会では治水面からみて川辺川ダムが必要か否かについて議論を行っています。この討論の結果、「治水上ではダムが不要」となれば、川辺川ダムを中止に追い込めるでしょう。しかし、九州地方整備局はなりふり構わない反論をしており、決着はまだついていません。こちらの主張の要点は次のとおりです。

川辺川ダム計画当時、建設省は、８０年に１回の洪水流量（基本高水流量）を人吉地点で７０００ m^3 /秒と設定し、河道の流下能力を４０００ m^3 /秒としました。その差を川辺川ダムと既設の市房ダムで調節するということです。

しかし、私たちが森林生長の効果を考慮して基本高水流量を正しく計算すると、５５００ m^3 /秒です。また、河道の流下能力は改修計画通りに河道整備を行えば、５４００ m^3 /秒もあることが分かりました。既存の市房ダムで２００ m^3 /秒の調節が可能ですから、川辺川ダムは不要です。

人吉地点の基本高水流量と、計画通りの河道整備を行った場合の流下能力が今後の最大の争点になります。

Ⅱ－２－２ 国への要請書

水源連が「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会」「同関西の会」「同福岡の会」と共に、２回に渡り全国に呼びかけ、国に対して「収用委員会への申請取り下げ」を要請しました。

Ⅱ－３．現地集会などへの支援

２００１年１２月９日、和歌山県橋本市内において紀伊丹生川ダム問題に関するシンポジウムが開催されました。水源連事務局からは河川整備計画策定の全国の状況とその問題点について報告をしました。

２００２年３月１０日、岐阜県大垣市において、「徳山ダム裁判３周年集会」が開催されました。水源連事務局からもこの集会に参加し、全国の状況を報告しました。同集会では公共事業チェック議員の会会長である中村敦夫参議院議員が「目的のなくなった公共事業を進めても利益は生まれず、財政赤字と環境

破壊を引き起こすだけ」という主旨の講演を行いました。集会終了後、市内をパレードし、徳山ダムの中
止をアピールしました。

Ⅱ－４.国際協力

フィリピンで開催されたRWESA（レイサ：Rivers Watch East and Southeast Asia）会議に水源連事務局から参加しました。

日本はODAと称して、開発途上国にダム建設を進め、各地で問題を引き起こしています。日本の状況
を報告すると共に、各国の参加者から各々の状況の報告を受けました。

今回の会議では2001年11月にWCD（世界ダム委員会）が発行した、世界中のダム開発について
の詳細な調査報告と、今後のダム開発に向けての提言・勧告をアジアにおいてどのように活かしてゆくのかの
戦略が練られました。

現時点では、この「市民ガイド」日本語版を作成しています。

Ⅲ. 総会での報告・討議事項

５ダムの中止と今後のダム反対運動

「ダム計画中止」をどのようにして勝ち取ったのか、また、中止に至った理由は何処にあるのかなどに
ついて、全国の今後の運動に活かすための議論をおこないます。

詳細は 6 ページを参照してください。

苦田ダム、徳山ダム、川辺川ダムの強権的な事業推進に対して

土地収用法が適用され、強権的に事業が進められている川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダムについて闘
うための方策を検討します。

詳細は 24 ページを参照してください

「市民立法・公共事業三法案」とその活用

ダム問題の法制度研究会で作成した公共事業三法案を今年の7月に冊子としてまとめました。この冊子
を基本としてその立法化をはかるための戦術を検討します。

ダム問題の法制度研究会では昨年の総会後も議論を重ね、行政手続法への計画確定手続きの導入などに
についても検討を行いました。その検討結果は 26 ページのとおりです。

水余りの時代における既設ダムの運用改善を求める運動（住民の手によるダム総点検①）

既設ダムの水余りを調査した結果を報告し、既設ダムの運用改善を求める運動の進め方を検討します。

詳細は 30 ページを参照してください。

河川整備基本方針および河川整備計画の策定への対応

河川整備基本方針と河川整備計画の策定状況および流域委員会の設置状況を報告し、それに基づいて今
後私たちが取り組むべき課題について検討します。

河川整備基本方針と河川整備計画の策定状況および流域委員会の設置状況は 37 ページを参照してくださ
い

紀伊丹生川ダム計画は紀の川水系河川整備計画策定の段階で、公募枠で流域委員となったダム反対派の

方々を中心とした活躍が功を奏し、中止となりました。しかし、国は「利水面で採算が取れなくなったから中止した」とあたかも流域委員会の審議とは無関係であるかのような言い方をしています。

豊川流域河川整備計画策定においては、ダム反対派を締め出した形で審議が行われ、強引に設楽ダム建設を盛り込んだ計画が策定されました。

足羽川ダムについては近畿地方整備局が代替案として部子川ダムを提示し、九頭竜川河川整備計画策定過程で検討するとしています。この流域委員会には公募枠で足羽川ダム反対運動体から二名が委員として参加しています。

河川整備計画を住民参加で策定したとしている多摩川関係では、京浜工事事務所が計画に盛り込まれている事業を住民との連携をおろそかにした形で進めようとしています。河川整備計画策定と同様に、その後の事業化にも住民が直接関わることが大切です。

河川整備計画の策定に住民が参画することは重要なことですが、きちんと勉強し、常に自分も河川の責任者である、という意識を持たないと、紀伊丹生川のような成果を得ることは難しいといえます。

現在本体工事着工中、もしくはその寸前、というところでは、河川整備計画の策定を行わずに、過去の工事実施基本計画に依拠して事業を続けています。ダム中止を獲得するための一つの手法として、住民参加を保証した河川整備計画策定を獲得するための流域総体の運動が必要です。

公共事業チェック地方議員の会設立に向けて

各地方自治体はその部局ごとに事業再評価委員会的を設置し、事業の見直しを行っています。しかしそれはあまりに不透明で、事業の追認を行っているだけです。この問題が地方議会において取り上げられているとの情報も聞かれません。

地域から公共事業を正していくことが必要です。「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」、「川辺川ダムを考える流域議員の会」の活動を報告していただき、地方議会にも公共事業チェック議員の会を発足させるための論議を行います。

世界ダム委員会（WCD）市民ガイド日本語版について

一昨年にWCDが発行した報告書には、ダム事業計画についてのチェック事項が討議され、合意に至った勧告が記載されています。東アジア・東南アジアでダム開発問題に取り組む連絡会（RWESEA）へは、水源連事務局からも複数のメンバーが出席しました。この合意事項について日本からの出席者を中心に日本語版を作成しています。

日本国内では新規のダム計画は事実上困難となってきた現状では、海外援助と称して開発途上国に新規ダム建設にこれまで以上に力を入れるであろうことは、公害輸出をしてきた日本の常套手段です。ダム公害輸出を止めさせる、という視点を意識し、国際連帯を図る上で、この日本語版の活用方法を考えます。

これからの課題の検討

水源連の今後のあり方

水源連会員の拡大。

機関紙の発行回数を年に4回、ホームページの充実、E-メール網の確立など。

財政基盤の確立。特に団体会費の納入改善。

5 ダムの中止と今後のダム反対運動

1. 平成15年度からの中止がきまったダム事業

2002年10月段階で平成15年度からの中止がきまったダム事業は別紙1のとおり、8ダムである。そのうちの5ダムは、反対運動の成果として中止を勝ち取ったものである。

渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（渡良瀬第二貯水池建設事業）

清津川ダム

紀伊丹生川ダム

浅川ダム

下諏訪ダム

2. ダム中止をもたらししたもの

- ① 諦めることのない粘り強い反対運動、様々な戦術を駆使した反対運動
(例. 渡良瀬第二貯水池の場合は12年間にわたる長い運動の結果であった。)

② 客観的な状況

(水需要の頭打ち・漸減による利水予定者の撤退、治水計画における過大な基本高
水流量設定の露呈など)

③ 知事の英断

(浅川ダムと下諏訪ダムは長野県知事の英断で中止がきまった。)

その他に、事業の進捗状況もあるが、浅川ダムの場合は2002年度の事業費での進捗率は50%になっており、必ずしも進捗状況の問題ではない。

3. 今後のダム反対運動への反映

(1) 客観的な状況

他のダムも客観的な状況は上記の5ダムと同じであり、ダムが不要になった事実を世に広く知らせていく。

1) 水需要の動向と利水予定者の撤退

水需要はすでに頭打ちか漸減の傾向になっている。そして、近い将来には人口の漸減とともに、確実に減少方向に向かう。

利水予定者は水需要の低迷で財政が逼迫しており、本心ではダム事業からの撤退を望んでいるはずである。

もし利水予定者が撤退し、新規利水がなくなれば、(たとえ、治水面の必要性が残っても)多目的ダムの計画は根底から崩れる。特に直轄ダムや公団ダムの場合は特定多目的ダム法や水資源開発公団法に基づくダムではなくなり、ダム計画は白紙になる。

また、最近では、財政逼迫に陥った利水予定者が受水水利権の一部削減をダム事業者に対して公然と求めるようになっており、その要求を更に拡大させることができれば、ダム計画が中止の方向に向かう可能性がある。

2) 治水面での不要性

治水面でダムが必要だという計画はまやかしである。

- ① きわめて過大な基本高水流量が設定されている。
- ② 河道整備を計画しており行えば、大きな洪水への対応も可能であるのに、河道整備がなおざりにされてきている。
- ③ ダムは下流の洪水対策に役立たないことが多い。

(2) 知事の姿勢

長野県知事のダム中止の英断は素晴らしいものであり、知事の姿勢がきわめて重要である。少なくとも、川辺川ダムのように知事がダムに対して懐疑的な姿勢を示せば、ダム事業の進展に大きなブレーキがかかる。

財政逼迫の問題も絡めて、知事に対してダム問題への姿勢を追及していくことが必要である。

4. 全国でなお進められる数多くのダム建設

全国で建設または計画が推進されているダム計画は別紙3のとおりで、直轄ダムが87、公団ダムが8、補助ダムが93で、合計で188事業である。この他に、貯水容量100万㎡未満の生活貯水池が60事業あるから、合わせて約250のダム事業が進められている。

今まで中止になったダムは別紙2のとおり、生活貯水池も含めて80事業であり、もともとあったダム計画の1/4にすぎず、また、中小規模のものが多い。

しかし、水需要の減退でダムの必要性はますます希薄となってきており、私たちのダム反対運動の一層の展開と拡大が必要である。

別紙1

平成15年度からの中止事業(国土交通省の事業評価)

事業名	事業主体	決定理由	方針	経緯	備考
【直轄事業】					
渡良瀬遊水池総合開発 (二期)事業(栃木県等)	関東地方 整備局	治水の必要性は高いものの現段階において治水予定者の事業参画の意思表示 がないため、特定多目的ダム事業としての同事業を中止する。なお、治水対策に ついては別途検討が妥当。	中止	H7.10.12 第1回事業審議委員会 H7.11.30 第2回事業審議委員会 H8.1.21 公聴会 H8.3.4 第3回事業審議委員会 H8.6.20 第4回事業審議委員会 H8.8.8 第5回事業審議委員会 H8.12.24 第6回事業審議委員会(中間答申) H14.8.6 第7回事業審議委員会(答申) H14.8 今後の進め方について報告(事業評価監視委員会には別途報告)	
清津川ダム建設事業(新 潟県)	北陸地方 整備局	「治水面では、信濃川流域における治水安全度の向上が必要かつ重要であるが 初川整備の優先順位が不明確であること、また利水面では、現時点で直ちに大 規模な水資源開発を行う緊急性は薄いと考えられることから、清津川ダムの実施 計画調査は中止することが適当である」という清津川ダム専門委員会の答申を最 大限尊重し、清津川ダム実施計画調査の中止は妥当。	中止	H12.8.28 与党三党による公共事業見直し中止報告 H12.9.27 H12第1回事業評価監視委員会 H12.11.26 H12第2回事業評価監視委員会 H13.7.12 第1回専門委員会～H14.7.5 第12回専門委員会 H14.7.29 H14第1回事業評価監視委員会	清津川ダムの新規利水要望は、S 59の実績着手時28.5m ³ /sか ら、H11時点では13.725m ³ /sに 減少している。そのうち都市用水 は、13.5m ³ /sから2.113m ³ /s に減少している。
紀伊丹生川ダム建設事業 (和歌山県)	近畿地方 整備局	治水・利水上の必要性はあるものの、社会経済情勢の変化に伴う水需要計画の 変更によりスケールメリットが低下するとともに、環境面に配慮し、総合的に判断し て事業を中止する。	中止	H14.6.26 第1回事業評価監視委員会 H14.7.11 対応方針(案)提出	紀伊丹生川ダムからの水需要が縮 小(和歌山市は撤退、大阪府は減 少)
【補助事業】					
中山川ダム建設事業(愛 媛県)	愛媛県	利水者が事業に参加の意向となり、ダム事業の緊急性が薄れたことから、国庫 補助中止が妥当。	国庫補助 中止	H14.8.9 愛媛県公共事業再評価委員会 H14.8.13 対応方針(案)提出	水道事業は撤退、農業用水の受益 者等は参加困難との意向

【参考】事業評価で中止の判断がされなかった問題事業【直轄事業】

事業名	事業主体	決定理由	方針	経緯	備考
足羽川ダム建設事業(福 井県)	近畿地方 整備局	平成9年9月の足羽川ダム建設事業審議委員会の意見を受けて、現在の計画を 見直すべく調査検討を進めてきており、今年7月6日には、九頭竜川水系流域委 員会において「今後、節子川のダムサイトを足羽川ダム計画として提案していきだ す」という旨、近畿地方整備局から報告したところであり、対応方針案の策定までに更 なる検討が必要であるため。	評価手続 中	H14.5.9 第1回流域委員会 H14.6.11 第2回流域委員会 H14.7.6 第3回流域委員会 H14.8.6 第4回流域委員会	
山島坂ダム建設事業(愛 媛県)	四国地方 整備局	当初計画に盛り込まれた都市用水等の流域外への分水計画については議論があ り、事業が滞り状態にあったが、H12年度委員会以降、分水を受ける側から「事 業推進困難」と回答されたことから、飯川流域の治水・河川環境のための計画とし て所轄管轄し、地域に提示した。飯川流域の治水・河川環境、費用対効果等の観 点から必要性も高く、また、当該計画案は地元県議会、流域市町村議会の議決、 市町村長で構成される協議会からも評価を受けたところであり、このような点を総 合的に判断した結果、事業継続が妥当。	継続	H12.8.28 与党三党による公共事業見直し中止報告 H12.11.21 第3回事業評価監視委員会 H13.11.16 第1回事業評価監視委員会 H14.8.1 第1回事業評価監視委員会 H14.8.1 対応方針(案)提出	

新聞ニュースで平成15年度からの中止が決定した事業

中止事業名	事業主体	中止理由
栗原川ダム(群馬県)	水資源開発公団	下流部県からの利水参加の意思なし。治水面の対応は別途検討
浅川ダム(長野県)	長野県	治水、利水とも代替策が可能
下諏訪ダム(長野県)	長野県	治水、利水とも代替策が可能
大原川生活貯水池(岡山県)	群馬県	利水の必要性が消失

平成14年度からの中止事業

中止事業名	事業主体	中止理由
外田ダム	福島県	利水上は、当面、ダムによる水資源確保の必要性がなくなり、治水上は、災害の発生に伴い河川改修事業が進められたため、事業の緊急性が薄れていくことから中止が妥当
百瀬ダム	富山県	地質調査の結果、事業費が増大すること等から、他の治水代替案が経済的に有利となったため、国庫補助中止が妥当
宮川内谷川総合開発	徳島県	ダムによる水供給の必要性がなくなり、また、地質調査の結果、事業費が増大したため他の治水代替案が経済的に有利となったため中止が妥当
雄川生活貯水池	群馬県	地質調査の結果、事業費が増大し、治水について、費用にみあった効果が得られなくなったため中止が妥当
笹子生活貯水池	山梨県	社会情勢の変化により利水面での必要性が薄くなり、また、地質調査の結果、事業費が増大することなどから、他の治水代替案が経済的に有利となるため中止が妥当
片川生活貯水池	三重県	共同事業である農地防災ダム事業の機軸が困難な状況となり中止となることを受け、生活貯水池事業も中止が妥当
美里生活貯水池	和歌山県	利水上、当面ダムによる水資源の確保の必要性がなくなり、事業の緊急性が薄れているため、国庫補助中止が妥当
黒谷生活貯水池	徳島県	ダムによる水供給の必要性がなくなり、また、地質調査の結果、事業費が増大したため他の治水代替案が経済的に有利となったため中止が妥当

政府等によるダム見直しの経過と結果

1. ダム等審議委員会

ダム等審議委員会は建設省の通達により、1995年度から試行として始まり、13の事業に委員会が設置された。1998年度からの再評価制度の開始により、新たな審議委員会は設置されなくなった。現在審議中の審議委員会はなく、小川原総合開発事業のみは審議中断となっている。その他の12事業の委員会は終了している。

渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業委員会は2002年8月に6年振りに再開され、中止の答申を出した。

〔ダム等事業審議委員会〕

事業名	委員会の結果	答申の内容	その後の状況
沙流川総合開発（北海道）	最終答申	二風谷ダム推進、平取ダム見直し	利水撤退、治水は流域委員会で検討
小川原湖総合開発（青森）	意見提出	小川原湖の淡水化計画撤回、治水事業撤退、利水は代替案を検討	水道事業、工業用水道事業、土地改良事業とも撤退
渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（栃木等）	最終答申	事業中止	中止
宇奈月ダム（富山）	最終答申	事業推進	
矢作川河口堰（愛知）	最終答申	事業休止	中止
鶴山ダム（岐阜）	最終答申	事業推進	
足羽川ダム（福井）	最終答申	足羽川にダムは必要だが、現計画は不適當	利水撤退、治水は流域委員会で検討
吉田ダム（岡山）	最終答申	事業推進	
吉野川第十堰（徳島）	最終答申	事業推進	住民投票で白紙へ
川辺川ダム（熊本）	最終答申	事業推進	
成瀬ダム（秋田）	最終答申	事業推進	
高梁川総合開発（岡山）	最終答申	事業推進	
紀伊丹生川ダム（和歌山）	最終答申	事業推進	中止

2. ダム総点検

1997年度から翌年度予算に向けて、全ダム事業を対象として建設省等の行政内部で評価が行い、ほんの一部の事業について休止・中止の措置がとられるようになった。1999年度からは再評価制度に組み込まれ、再評価の前に総点検を行い、検討の余地がある事業は、下記3.の①、②、③の条件に該当しなくても、④の社会情勢の変化があるものとして再評価制度にかけることになった。したがって、総点検だけの結果は1999年度から発表されなくなかった。

3. 公共事業の再評価制度

1998年度から総理大臣の指示で始まった公共事業再評価制度の中で、ダム事業の再評価が行われ、ほんの一部の事業は休止・中止の措置がとられるようになった。ダム事業の評価対象は次のとおりである。

再評価の対象（ダムの場合）

- ① 予算上の建設段階に入ってから5年間経過した時点で、補償基準が未妥結または工事が未着手の事業
 - ② 予算上の建設段階に入ってから10年間経過した時点で、継続中の事業
 - ③ 予算上で実施計画調査の段階にあるもので、5年間経過した事業
 - ④ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業
- 評価対象事業は、事務局（地方整備局と都道府県）に設置された評価監視委員会の審議を受けることになっているが、その実態はいくつかのダム事業をわずるか一、二回の会議で審議するもので、事務局の評価案がほとんどフリーパスで通る仕組みになっている。

4. 与党三党の中止勧告

2000年8月末に自民・公明・保守党は政府に233の公共事業の中止を勧告した。与党の見直し基準は次のとおりである。ただし、この基準に該当する事業がすべて勧告対象に含まれているわけではなく、勧告対象を選ぶに当たって、与党と主管官庁との間で調整されたと考えられる。

- ① 採択後5年以上経過して未着工の事業
- ② 完成予定から20年経過して未完成の事業
- ③ 政府の公共事業再評価制度で休止とされている事業
- ④ 実施計画調査の着手後、10年以上経過して未採択の事業

この勧告を受けて、各事業者（各地方整備局と都道府県）がそれぞれの事業評価監視委員会に諮問を行い、その答申により、中止等の措置をとられた。

ダム事業に関しては、直轄ダム12、公団ダム2（ただし、思川開発は分水の中止）、補助ダム20、計34ダム（生活貯水池を除く）に中止勧告が出され、そのうち、直轄の

清津川ダム（新潟）、山鳥坂ダム（愛媛）を除く32ダムは2001年度から中止、清津川ダムは2003年度から中止となった。

5. 中止になったダム事業

今までのダム総点検、公共事業再評価、与党三党の中止勧告により、中止となったダムは、生活貯水池（総貯水容量100万㎡未満）を除くと、1997年度から4事業、98年度から3事業、99年度から4事業、2001年度から3事業、2002年度から3事業、2003年度から7事業で、合計54事業である。また、生活貯水池を含めた中止事業数の合計は80事業である。

各年度の中止事業は下表のとおりである。2003年度からの中止事業は2002年10月段階で中止が明らかになったものである。

中止されたダム事業

1997年度から	1998年度から	1999年度から
〔直轄事業〕 日橋川上流総合開発 （福島） 稲戸井調節池総合開発 （茨城） 〔補助事業〕 水原ダム（福島） 伊久留川ダム（山形）	〔補助事業〕 日野沢ダム（岩手） 乱川ダム（山形） 満名ダム（沖縄） 明戸生活貯水池（岩手） 芋川生活貯水池（新潟） 仁井田生活貯水池（高知）	〔補助事業〕 白老ダム（北海道） 丸森ダム（宮城） 河内ダム（石川） 所司原ダム（石川） トマム生活貯水池（北海道） 梅津生活貯水池（長崎） 七ツ瀬生活貯水池（熊本）

〔注〕1997年度は建設省の自主判断によるものである。

2000年度から	2001年度から（続）	2002年度から
〔直轄事業〕 〔千歳川放水路事業 （北海道） ただし、河川事業	〔補助事業〕 松倉ダム（北海道） 長木ダム（秋田） 新本内ダム（岩手） 新月ダム（宮城） 久慈川ダム（福島） 緒川ダム（茨城） 小森川ダム（埼玉） 片貝川ダム（富山） 大野ダム（埼玉） 追原ダム（千葉） 芦川ダム（山梨） 羽茂川ダム（新潟） 大仏ダム（長野） 飛鳥ダム（奈良） 関川ダム（広島） 中部ダム（鳥取） 木庭川ダム（山口） 多治川ダム（香川） 寒田ダム（福岡） 轟ダム（長崎） 白水ダム（沖縄） 黒沢生活貯水池（岩手） 正善寺生活貯水池（新潟） 池川生活貯水池（富山） 大村川生活貯水池（三重） 桂畑生活貯水池（三重） 手洗生活貯水池（宮崎） アザカ生活貯水池（沖縄） 渡喜敷生活貯水池（沖縄） 中野川生活貯水池（新潟） 山神生活貯水池再開発（福岡） 赤木生活貯水池（熊本） 竹尾生活貯水池（山口） 北松野生活貯水池（福岡） 丹南生活貯水池（兵庫）	〔補助事業〕 外面ダム（福島） 百瀬ダム（富山） 宮川内合川総合開発（徳島） 雄川生活貯水池（群馬） 笹子生活貯水池（山梨） 片川生活貯水池（三重） 美里生活貯水池（和歌山） 黒合生活貯水池（徳島）
2001年度から	2003年度から	
〔直轄事業〕 川古ダム（群馬） 印旛沼総合開発（千葉） 江戸川総合開発（東京） 荒川第二調節池総合開発（埼玉） 木曾川導水（愛知） 矢作川河口堰（愛知） 細川内ダム（徳島） 矢田ダム（大分） 猪牟田ダム（大分） 高遊原地下浸透ダム（熊本） 〔公団事業〕 平川ダム（群馬） 悪川開発の大谷川分水（栃木）	〔直轄事業〕 渡良瀬遊水池総合開発（二期）事業（栃木等） 清津川ダム（新潟） 紀伊丹生川ダム（和歌山） 〔公団事業〕 栗原川ダム（群馬） 〔補助事業〕 浅川ダム（長野） 下諏訪ダム（長野） 中山川ダム（愛媛） 大原川生活貯水池（岡山）	

ダム問題の法制度に関する研究会のその後

——「ダム事業の審査への住民参加が可能となる法制度」の比較検討——

1. ダム事業の審査への住民参加が可能となる法制度
 - ・ 行政手続法への計画確定手続の導入

行政処分の手続きを透明化するために制定された行政手続法（1993年制定）に「公共事業等の計画を定める際の手続き」を導入して住民の参加を可能にする。

例えば、ドイツの行政手続法には住民参加の計画確定手続が明記されている。
 - ・ 個別事業法の改正

河川法等を改正して計画策定段階への住民参加を可能にする。
 - ・ 公共事業審査法

2. 行政手続法

(1) 対象になる計画

行政手続法に計画確定手続が導入されると、（集中効として）個別の事業法による計画はすべて行政手続法の計画確定手続で処理されることになる（行政手続法研究会第一次報告）。

ただし、計画と一口にいっても、次のようにいくつかの段階がある。そのうち、行政手続法で対象とする計画は、許認可を伴う個別事業の実施計画（例えば、ダムの基本計画）であって、それより上位計画は行政手続法の対象にならない。

- i 複数の事業等を総合した地域全体の開発計画（例えば総合開発計画）
- ii 事業そのものを決定するものではないが、事業量の総枠を規定する計画（例えば、各種五カ年計画）
- iii 個々の事業に直接結びつかないが、事業の内容を拘束する計画（例えば、土地利用計画、河川整備基本方針）
- iv 個々の事業についての全体的な基本計画（例えば、高速道路の基本計画、河川整備計画）
- v 許認可を伴う個別事業の実施計画（例えば、ダムの基本計画（直轄ダム）、事業実施計画（公団ダム）、全体計画（補助ダム））

(2) 行政手続法の計画確定手続への住民参加

行政手続法研究会第一次報告（行管管理庁、1983年）

「計画確定裁決庁は、計画案を公衆の縦覧に供するとともに、利害関係人に書面で

意見を述べる機会を与える。更に、意見を申し出た者につき聴聞を行う。」

「計画確定裁決において、他人の権利への不利益な影響を避けるために必要な予防手段を講じ、または関係人に補償を行うべきことを示さなければならないものとする。」

ドイツの行政手続法

「異議申立期間の経過後、聴聞官庁は、適時に申し立てられた計画に対する異議および計画についての官庁の意見決定を、企画の主体、官庁、関係人ならびに異議を申し立てた者とともに審議しなければならない。」

「聴聞官庁は、聴問手続の結果について意見を述べ、および審議の終結後、1カ月以内に、計画、官庁の意見および解決されていない異議とともに、計画確定官庁に送付する。」

「計画確定裁決において、計画確定官庁は、聴聞官庁での審議の際、合意の得られなかった異議について決定する。」

行政手続法研究会第一次報告で考えられている住民参加は書面による意見提出と従来の公聴会程度のものであり、住民参加として非常に不十分なものである。

行政手続法に計画策定手続を導入する場合は、ドイツのように、事業者と異議申立者が徹底した議論が行えるプロセスを含むべきである。

(3) 行政手続法の計画確定手続で対象となる事業段階

ダムには次の事業段階がある

〔予算段階〕

予備調査（対象ダムの予算は付いていない。）

↓

実施計画調査（対象ダムの予算が付く）

↓

建設段階（事業採択）

〔事業実施計画の策定〕

直轄ダムの場合

特定多目的ダム法第4条による基本計画の決定

（関係行政機関と協議し、関係都道府県とダム使用権予定者の意見を聞く）

水資源開発公団ダムの場合

水資源開発公団法第20条により、事業実施計画の認可を国土交通大臣から受ける。

（その前に第19条により、国土交通大臣が事業実施方針を公団に指示する。）

補助ダムの場合

河川法第79条により、ダム設置者は国土交通大臣の認可を受ける。

(ダム設置者はダムの全体計画を策定する。)

行政手続法の計画確定手続の対象となるのは、上記の事業実施計画の策定段階である。

ハッ場ダムを例にとれば、

予備調査開始年 : 1964年

実施計画調査開始年 : 1967年

建設段階開始年 : 1970年

基本計画の決定 : 1986年であり、行政手続法の計画確定手続の対象になるのは最終場面の基本計画の策定時である。

また、行政手続法の対象となるのは新規の公共事業であり、再評価は行えない。

3. 個別事業法の改正で考えられること

33
(河川法)

・河川整備基本方針の策定

長期的な河川整備の方針として必要なダム(群)の規模を定める。ただし、個別のダムの設置場所、規模までは定めない。

現行法では、基本方針は河川審議会(一級河川の場合は社会資本整備審議会)の意見を聞くだけで策定され、住民参加の道が全くない。

そこで、現行法を改正して、次の河川整備計画と同様に、住民(公募)参加の流域委員会で基本方針の審議を行うようにする。

・河川整備計画の策定

今後20～30年間に河川整備の計画を定める。ダム計画を含む場合はダムの設置場所、規模も定められる。

現行法では、住民参加に関しては「公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。」と記されているだけであるので、公聴会だけで終わらせている河川が多い。ただし、一部の一級河川(主に近畿地方整備局内)では流域委員会への参加を一般住民から公募している。

そこで、流域委員会の参加を一般住民から公募してその流域委員会で整備計画を審議するように現行法を改正する。

・補助ダムの全体計画(国土交通大臣の認可)

行政手続法計画確定手続と同様に、認可の前に異議申立てを受け、事業者と異議申立て者が徹底した議論を行えるようにする。

(特定多目的ダム法)

・直轄ダムの基本計画(国土交通大臣の決定)

行政手続法計画確定手続と同様に、決定の前に異議申立てを受け、事業者と異議申立て者が徹底した議論を行えるようにする。

(水資源開発公団法)

・公団ダムの事業実施計画(国土交通大臣の認可)

行政手続法計画確定手続と同様に、認可の前に異議申立てを受け、事業者と異議申立て者が徹底した議論を行えるようにする。

4. 公共事業審査法案

「公共事業審査法案」において住民参加による審査を行える事業段階は次のとおりである。ダム事業が具体化する初期の段階から、一定年数が経過した段階まで、審査を繰り返すことができる。

(ダム事業の予算段階)

① 予備調査(対象ダムの予算は付いていない。)

② 実施計画調査(対象ダムの予算が付く) → 新規事業として審査を実施

③ 建設段階(事業採択)



5. まとめ

以上のように、行政手続法の計画確定手続は、ダム計画が確定する直前の段階で住民参加が可能となるのに対して、「公共事業審査法」の場合は、ダム事業が具体化する初期の段階から、一定年数が経過した段階まで住民参加による審査が繰り返される。

また、個別事業法を改正する場合も、個別のダム事業に関して住民参加が可能となるのは、行政手続法と同様に計画が確定する直前の段階である。

水余りの時代における既設ダムの運用改善を 求める運動（住民の手によるダム総点検 ①）

1. 既設ダムの未配分の水利権

参議院中村敦夫議員の質問主意書に対する政府答弁書により、別紙のとおり、既設ダムに大量の余剰水利権（未配分の水利権）があることが判明した。農業用水を除く未配分水利権の直轄ダム、公団ダム、補助ダムの全国合計は約75万㎡/秒であり、一日水量に換算すると、約650万㎡になる。この水量は東京都水道の一日最大配水量約540万㎡を大きく上回っている。

これは未配分の水利権だけの数字であり、配分はされたが、実際に使用されていない水利権も入ると、これよりはるかに大きな数字になる。

この大量の余剰水利権は水余りの時代に入り、新たなダム建設が不要になってきたことを如実に示している。

2. 総務省の工業用水道の余剰水利権対策

総務省は余剰水利権を抱える工業用水道事業に対して、水利権の転用（水道への転用または利水容量の治水への転用）を促すため、今年度から工業用水道事業未移働資産等整理経営健全化対策を創設した。（未移働資産は余剰水利権を意味する。）

余剰水利権の転用が、工業用水道の経営上、非常に重要な課題になってきたからであるが、この転用によって新規ダムの不要性はますます明白になっていく。

3. 霞ヶ浦の水位操作凍結

霞ヶ浦では約43万㎡/秒の新規水利権を生み出す霞ヶ浦開発事業（ダム湖のように水位操作を行えるようにする事業）が1995年度に終了して、翌年度から水位操作が開始されたが、その水位変動によって水生植物群落が大きな打撃を受け、アサザの群落は4年間に1/10に激減した。

霞ヶ浦ではアサザ基金（飯島博代表）が流域の小学校40校の生徒と一緒に、アサザを育てて湖に返す事業、アサザプロジェクトを進めており、水位操作でこのプロジェクト自体の続行が困難になってきた。アサザプロジェクトの活動は霞ヶ浦周辺では大きな広がりをもっており、国土交通省に対して批判が集中した。その結果、2000年の冬から霞ヶ浦の水位操作を凍結することになった。

この背景には霞ヶ浦でも大量の水が余っていて、水位操作を行う必要性がなくなっていることがあり、この例は、開発が終わっても水余りを踏まえた運用の改善で自然への影響

を少なくすることができることを示している。

なお、今年10月になって、国土交通省の霞ヶ浦工事事務所は突然、水位操作凍結中止を発表した。しかし、再び、世論の反発を受け、国土交通省は飯島氏たちと円卓会議を開いて今後の進め方を協議することになった。

4. 既設ダム、既設貯水池の運用改善を！

水余りの時代に入って、既設ダムや既設貯水池を規定どおりに運用する必要性はなくなっている。ダムや貯水池の運用を自然への影響が極力少ない方法に変えていくべきである。

たとえば、

宇奈月ダム：利水のための貯水をやめて、排砂ゲートを常時全開すれば、堆積土砂の人為的な排出による悪影響をなくすることができる。

渡良瀬貯水池：利水のための貯水をなくして、水位の人為的な操作をやめ、コンクリート護岸を削がせば、水生植物群落が繁茂する湖に変えることが可能となる。

他のダムでも、水利権の見直しによる運用の改善を求めていくべきである。

巨大ダムでも見直し

自治体、水需要減で「反乱」

全国で建設・計画中の大規模な、上水道工業用水の需要の低減を促進する計画を見直す自治体が相次いでいる。岡山県と宮田などは、最大の需要先の岡山市が利水計画を当面縮小する方針を固めた。地元市町村の「反乱」で、事業の必要性に疑問が持つ状況になっている。

岡山が縮小く
吉田文々は上水道に

電量40万kwhを送るほか、発電や温水、工業用水にも利用される。総事業費1

940億円のなか、国が
61%、県や自治体（4市
15町1村3企業団）でつ

いる広域水道企業団が37%を負担する。企業団の負担分は、国の補助金と

自治体の出資、企業団の出資に努めよう。

岡山市は現在、企業団から日額一万6千円を受水し、年間約7億円を支払っている。吉田タム完成後の05年度に受水料を

水無瀬に疑問が投げかけられつつ、建設が進む指田ダム＝岡山県美津町で

3万2千、と逆増で、
将来は10世の巨額19万
余まで増やす計画となっ
た。だが、「工場の節水
や気候変動の影響で需要
が伸び悩んでいる」（国
山市水道局）ため当面、
05年度からの受水量を平
定より縮小する方向で検
討中だ。若田ダム分を導

女性から見た、年間数億
 円の節減になるという。
 県企業団による、

岡山市からの収入が計画を下回れば、企業団が市町村に水道水を卸売する料金を引き上げたり、料金の償還が滞ったりする影響も考えられる。県や市町村で費用負担の見直しについて協議に入る見通しだが、調整は難航しそうだ。

名古屋は返上
日本最大規模で、水産

新開美合が07年度完成
を完了。徳山ダム（岐阜
県）でも、名古屋市の07
年に利権の一部を返上
した。公団はその分を
治水対策に振り向けた
が、それでも同市は「新
たな利水計画は立てら
れない」とダム水に見
合ふ需要を確保できる
かどうか頭を痛めてい
る。

ほかには、七毎値の新

桂浜ダムで、道企業局が
7月、工業用水事業の
概算認定を下方修正し
た。近畿最大級の規模で
計画されている丹生タ
ム(滋賀県)では、大阪
府など自治体の水循環
見直しを背景に、本体
工のめどが立っていない。

朝日新聞の調査では、
全国で計画・建設中の主
要約110ダム（総貯水

（500万平方メートル以上）のうち、利水計画見直しの際に出てくる分は少なくとも十数カ所ある。当別（北海道）、太田川（静岡県）は規模縮小が決定している。

水需要については総務省が昨年7月、国土交通省に、国の水資源開発基本計画の需要見通しが過大として、推計方法の検証を勧告している。

県負担、120億超減

地元要請で初の見直し

野ヶ浦通水の事業計画が既に将来的な「水害
 一應急」に基づく施設規模の細小調整を要すま
 え、変更される見通しになった。国土交通省
 は、早ければ年内にも改定に踏み切る。国の大
 規模開発事業が地元自治体の方針転換を受けて
 遅延途上で見られるのは全国初。事業費は総
 額千九百億円と変わらないが、県の説明によ
 ると、国と県の費用分担の見直しに伴い、本県分
 は減資で百二十億円超の負担減で、各町でも数
 十億円軽減される見込み。

那珂導水は、那珂盆地と七十万人から三十三
 利根川、那珂川を連ね、万人へ下方修正したのを
 路で特設交差の事業。受け、将来の水需要につ
 那珂盆地と川の水を行き交いては試算し、確した算
 化することで相互の水需停果、導水事業を従来計画
 ねる導水に納める狙いがある。茨城、東京、千
 葉、埼玉の名都府も導水事業により新たな都市用
 水を確保するため、建設費を分担している。一九
 八五年に導上。二〇〇
 年度完成を目指してい

県が産業計画の見直しを求めた発端となったのは、県の将来人口推計の見直し。二〇二〇年時点の総人口を従来の約三割

関係省は二月までに画
の要領を踏まえた変更計
画案をまとめ、最終閣議
に入っている。県企画部
によると、関係部員は既
に変更案を内諾してお
り、改定は確実な見通
し。

県企画部の説明によ
り、建設費の本県負担分
は従来計画では九百八億
円とされてきたが、新計
画では確保水費の削減

施設規模の縮小により、
費で百二十億円―百三十
億円削減される見込み。

2012 年 10 月 10 日
 2012 年 10 月 10 日
 2012 年 10 月 10 日

電 燈 下 浦 導 水 縮 小

THE IBARAKI SHIMBUN

2002年(平成14年)3月23日

河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対して

ダムに関しては

河川整備基本方針（長期的な河川整備の方針）で、

- ・基本高水流量（〇〇〇年に1回の最大洪水流量）と計画高水流量（河道整備で流下可能となる最大洪水流量）がきまり、必要なダム（群）の規模が決定される。
- ・しかし、実際には数十年前に策定された工事実施基本計画の基本高水流量の値がそのまま踏襲されており、河川整備基本方針を新たに策定される意味が失われている。

河川整備計画（20～30年間の整備計画）で

- ・整備計画で目標とすべき最大洪水流量が設定され、それに応じて具体的なダム建設計画の場所、規模が定められる。
- ・河川整備計画が実際の河川整備の具体的な内容を定めるものであるもので、その目標流量がダム建設の是非に関わる数字になっており、その設定がきわめて重要な意味をもっている。

1. 河川整備基本方針および河川整備計画の策定状況

現在、新河川法に基づく河川整備基本方針と河川整備計画の策定作業が、国土交通省各地方整備局と各都道府県で行われている。この作業は当初の予定より大幅に遅れていて、今まで基本方針が策定された河川は1級河川で13水系、2級河川で152水系（8月5日現在）である。全国で1級河川が109、2級河川が約2700あるもので、基本方針が策定された河川はほんの一部である。ただし、2級河川のすべてに基本方針が策定されるわけではな

い。また、河川整備計画が策定された河川は1級河川が7水系、2級河川が57水系だけであり、基本方針より更に策定作業が遅れている。

現時点で整備基本方針や整備計画が策定された河川は、別表のとおりである。

2. 1級河川の河川整備基本方針の内容

1級河川9水系の基本方針の内容をみると、旧河川法時代につくられた工事実施基本計画の基本高水流量、計画高水流量の数字がそのまま踏襲されている。

本来は基本方針を策定するにあたり、計算の方法を根本から改めて基本高水流量等を一

から検討し直し、新たな数字を策定することになっていったはずであるが、実際の策定作業が開始されると、工事実施基本計画の数字をそのまま使うことになってしまった。

工事実施基本計画は多くの河川では今から25～35年前に策定されたものであり、その後、雨量データと流量データが随分と蓄積され、計算手法の検討もされてきたのであるから、新しいデータと新しい手法に基づいて基本高水流量等の再計算が行われて然るべきである。ところが、治水計画の変更があってはならないということと同じ数字がそのまま使われている。

1級河川の場合は、流量確率評価（注）と既往最大流量の2点からみて既定の基本高水流量が妥当か否かのチェックが一応されているけれども、実際には妥当という結論が得られるように、いろいろな工夫がされており、チェックには全くなっていない。

要するに、工事実施基本計画から河川整備基本方針に変わっても、基本高水流量などの基本的なことは何も変わらず、ダム建設の必要性を盛り込むようになっている。

（注）工事実施基本計画の基本高水流量のほとんどは雨量確率法で求められている。しかし、雨量確率法は最終値を求めるまでに計算者の判断要素が入る余地がいくつもあるため、客観的な計算手法とはいえない。それに対し、流量確率法は統計計算だけによるものであるで、使用データと統計手法の選択に誤りがなければ、その計算値は客観的なものである。河川法改正直後においては、河川整備基本方針の基本高水流量を設定するのに際し、当時の建設省内部で流量確率法を中心にした算出方法を採用することが検討されていた。しかし、その後、工事実施基本計画の基本高水流量を河川整備基本方針でも変えない方針が出されたため、流量確率法で基本高水流量を再計算することは見送られることになった。

今回、1級河川では一応、流量確率方式による評価が行われているけれども、その実態はきわめて形式的なものである。実測流量の代わりに推定実測流量を使ったり、或いは過大な値が算出される統計手法をわざわざ入れることによって、基本高水流量が妥当だという結論が得られるようにしている。

雨量確率方式：最初に〇〇〇年に1回の降雨量を降雨量実績データから統計計算し、次にその降雨量を過去のいくつかの洪水に当てはめて洪水流出モデルで洪水流量を計算する。その計算結果の中から〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を選択する。

流量確率方式：流量実績データから〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を直接、統計計算で求める。

3. 1級河川の河川整備計画の内容

1級河川で河川整備計画が策定されたのは7河川である。計画原案が示された2河川も含めて、9河川の整備計画の目標流量をみると、基本高水流量の数字とは別に、それぞれ

表 1 級河川の河川整備基本方針と河川整備計画の目標流量 (2002年10月現在)

(1) 河川整備基本方針の目標流量 (工事実施基本計画の値をそのまま使用)

	計画規模	基準点	基本高水流量	計画高水流量	ダム等の洪水調節量	工事実施基本計画策定年
沙流川 (北海道)	1/100	平取	5400 m ³ /秒	3900 m ³ /秒	1500 m ³ /秒	1978年
留萌川 (北海道)	1/100	大和田	1300 m ³ /秒	800 m ³ /秒	500 m ³ /秒	1988年
最上川 (山形県)	1/150	両羽橋	9000 m ³ /秒	8000 m ³ /秒	1000 m ³ /秒	1974年
多摩川 (東京都等)	1/200	石原	8700 m ³ /秒	6500 m ³ /秒	2200 m ³ /秒	1975年
狩野川 (静岡県)	1/100	大仁	4000 m ³ /秒	4000 m ³ /秒	0 m ³ /秒	1968年
豊川 (愛知県)	1/150	石田	7100 m ³ /秒	4100 m ³ /秒	3000 m ³ /秒	1971年
由良川 (京都府等)	1/100	福知山	6500 m ³ /秒	5600 m ³ /秒	900 m ³ /秒	1966年
大野川 (大分県等)	1/100	白滝橋	11000 m ³ /秒	9500 m ³ /秒	1500 m ³ /秒	1974年
本明川 (長崎県)	1/100	裏山	1070 m ³ /秒	810 m ³ /秒	260 m ³ /秒	1991年
白川 (熊本県)	1/150	代経橋	3400 m ³ /秒	3000 m ³ /秒	400 m ³ /秒	1980年
米代川 (秋田県等)	1/100	二ツ井	9200 m ³ /秒	8200 m ³ /秒	1000 m ³ /秒	1973年
荒川 (新潟県等)	1/100	花立	8000 m ³ /秒	6500 m ³ /秒	1500 m ³ /秒	1968年
斐伊川 (島根県等)	1/150	上島	5100 m ³ /秒	4500 m ³ /秒	600 m ³ /秒	1976年

(2) 河川整備計画の目標流量

	基準点	計画目標流量	想定洪水	ダム等洪水調節量	ダム等 (下線は既設)
留萌川 (北海道)	大和田	1050 m ³ /秒	既往第二位	250 m ³ /秒	留萌ダム、大和田遊水地
多摩川 (東京都等)	石原	4500 m ³ /秒	戦後最大		
大野川 (大分県等)	白滝橋	9500 m ³ /秒	既往最大		
豊川 (愛知県)	石田	4650 m ³ /秒	戦後最大	550 m ³ /秒	設楽ダム
沙流川 (北海道)	平取	4300 m ³ /秒	戦後最大雨量 による想定最大洪水	1000 m ³ /秒	二風谷ダム、平取ダム
最上川 (山形県)	両羽橋	7600 m ³ /秒	戦後最大	600 m ³ /秒	寒河江ダム、白川ダム、長井ダム
中筋川 (高知県)	磯ノ川	1000 m ³ /秒	戦後最大	360 m ³ /秒	中筋川ダム、横瀬川ダム
(中筋川の基本高水流量)		1200 m ³ /秒	計画規模	1/100	

(3) 河川整備計画原案の目標流量

	基準点	目標流量	想定洪水	ダム等洪水調節量	ダム等
由良川 (京都府等)	福知山	3700 m ³ /秒	戦後第四位		
白川 (熊本県)	代経橋	2300 m ³ /秒	1/20~1/30洪水	300 m ³ /秒	立野ダム、黒川遊水池群

の河川の状況に合わせた数値が採用されている。多摩川や由良川の場合はその目標流量は基本高水流量の半分近い数値である。多摩川の場合は、基本方針ではダムを建設することになっていないが、その適地がないため、整備計画は現実に合わせてダム建設を前提としない内容になっている。

これを見ると、河川整備における洪水目標流量は不動のものではなく、それぞれの状況によって適当に変わらうものであって、基本高水流量は現実性のない、いわば飾りの数字に過ぎないことが分かる。

この点で、私たちは、河川整備基本方針による基本高水流量の設定に対してその科学的根拠を問い質すとともに、河川整備計画の策定段階において「ダム建設を前提としない」現実的な目標流量を設定するように主張していくことが必要である。

	基準点	①基本高水流量	②整備計画目標流量	②/①
留萌川 (北海道)	大和田	1300 m ³ /秒	1050 m ³ /秒	0.81
多摩川 (東京都等)	石原	8700 m ³ /秒	4500 m ³ /秒	0.52
大野川 (大分県等)	白滝橋	11000 m ³ /秒	9500 m ³ /秒	0.86
豊川 (愛知県)	石田	7100 m ³ /秒	4650 m ³ /秒	0.65
沙流川 (北海道)	平取	5400 m ³ /秒	4300 m ³ /秒	0.80
最上川 (山形県)	両羽橋	9000 m ³ /秒	7600 m ³ /秒	0.84
中筋川 (高知県)	磯ノ川	1200 m ³ /秒	1000 m ³ /秒	0.83
由良川 (京都府)	福知山	6500 m ³ /秒	3700 m ³ /秒	0.57
白川 (熊本県)	代経橋	3400 m ³ /秒	2300 m ³ /秒	0.68

○二級河川河川整備基本方針・河川整備計画の同意状況

平成14年8月5日現在

都道府県名	水系名	整備計画
北海道	釧路川	○
北海道	上古丹川	
北海道	歌島川	
北海道	折川	
北海道	かつない	
北海道	勝納川	
北海道	ほんべつ	
北海道	ホンベツ川	
北海道	乳呑川	
北海道	波恵川	
北海道	美園川	
北海道	厚沢部川	
北海道	厚真川	○
北海道	静内川	
北海道	知利別川	
北海道	古丹別川	
北海道	泊川	
北海道	釧路川	
北海道	春採川	
北海道	興部川	
北海道	小平川	
北海道	頓別川	
北海道	田沢川	
北海道	福島川	
北海道	望来川	
北海道	白老川	
北海道	大樽川	
青森県	糠川	
青森県	五戸川	
青森県	新井川	
青森県	田名部川	
青森県	境川	
青森県	中村川	
岩手県	気仙川	○
宮城県	伊里筋川	○
福島県	木戸川	○
福島県	夏井川	○
茨城県	瀬上川	
千葉県	平久里川	
新潟県	石川	○
新潟県	胎内川	○
新潟県	前川	○
新潟県	国府川	○
新潟県	落堀川	
富山県	小川	○
富山県	黒瀬川	
富山県	片貝川	
石川県	河原田川	
石川県	米町川	
石川県	新堀川	
石川県	町野川	
石川県	御蔵川	

都道府県名	水系名	整備計画
静岡県	興津川	○
静岡県	瀬戸川	○
静岡県	太田川	○
静岡県	青野川	○
静岡県	八木沢大川	○
静岡県	松原川	○
三重県	松山川	
京都府	大井川	○
京都府	福田川	
大阪府	大津川	○
大阪府	桂井川	
大阪府	佐野川	○
大阪府	津田川	
大阪府	東川	○
大阪府	石津川	
兵庫県	新湊川	○
兵庫県	大津川	
兵庫県	富島川	
兵庫県	西浜川	
兵庫県	法華山谷川	
和歌山県	切目川	○
和歌山県	日高川	
和歌山県	左会津川	
和歌山県	鳥の川	
和歌山県	南部川	
鳥取県	堀見川	
鳥取県	由良川	
鳥取県	浜田川	○
鳥取県	美田川	○
鳥取県	益田川	○
鳥取県	神戸川	
岡山県	幸崎川	
岡山県	幸田川	
岡山県	瀬川	
広島県	八幡川	○
広島県	黒瀬川	○
広島県	尾崎川	
広島県	賀茂川	
広島県	手城川	
山口県	有帆川	○
山口県	切戸川	○
山口県	榎野川	
山口県	三隅川	○
山口県	大内川	
山口県	勘場川	
山口県	真経川	
香川県	綾川	○
香川県	香東川	
香川県	大東川	
香川県	高瀬川	
香川県	別当川	○

都道府県名	水系名	整備計画
香川県	瀬川	
愛媛県	須賀川	○
愛媛県	北川	
愛媛県	洗地川	
愛媛県	宮前川	
高知県	新川川	○
高知県	和食川	○
高知県	以布利川	
福岡県	綾川	
福岡県	瀬川	
福岡県	那珂川	
佐賀県	鹿島川	○
佐賀県	佐志川	
佐賀県	玉島川	○
佐賀県	有田川	
佐賀県	志佐川	○
長崎県	相浦川	
長崎県	浦上川	○
長崎県	江之浦川	
長崎県	小佐々川	○
長崎県	佐藤川	
長崎県	舟志川	
長崎県	釣道川	○
長崎県	時津川	
長崎県	中島川	○
長崎県	二反田川	
長崎県	山手川	○
長崎県	よし川	○
長崎県	伊木力川	○
長崎県	小浦川	○
熊本県	岩下川	○
熊本県	大瀬川	
熊本県	上津浦川	○
熊本県	高瀬川	
熊本県	唐人川	
熊本県	路木川	○
大分県	臼井川	○
大分県	武蔵川	○
宮崎県	広瀬川	
宮崎県	耳川	
宮崎県	石崎川	
宮崎県	市木川	
鹿児島県	大和川	○
沖縄県	瀬間川	○
沖縄県	謝名堂川	○
沖縄県	白比川	○
沖縄県	中の川	○
沖縄県	真喜屋大川	
沖縄県	屋部川	
沖縄県	大保川	

基本方針： 152水系

整備計画： 57河川

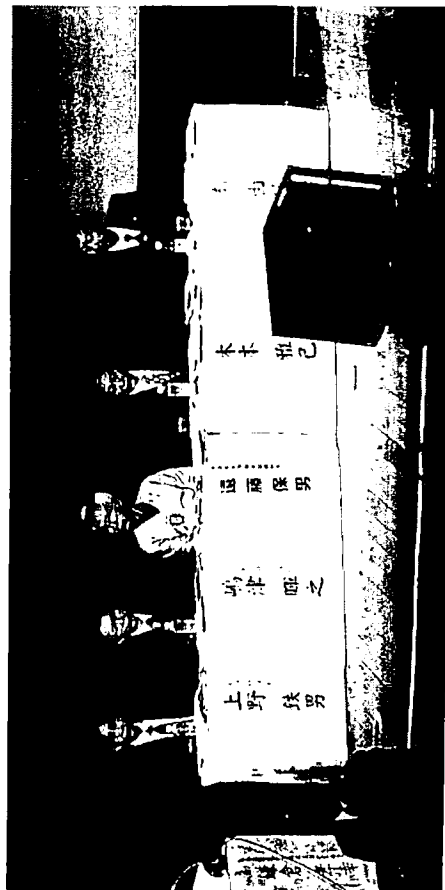
水源連は川辺川ダム問題における住民討論集会に 専門家討論メンバーとして参加しています。

熊本県は川辺川ダム問題に関して、「国の説明責任が果たされていない」という理由で、2001年12月9日に住民討論集会を開催しました。地元相良村の体育館で開催されたこの集会は、約3000人を集め、国土交通省と市民側が直接対峙し、県職員が司会を行うという画期的なものでした。それから、2月24日八代、6月16日相良村、9月15日熊本と回を重ね、10月現在、第4回目が検討されています。水源連の対応として、第1回は神亀好が、2回目以降は、毎回講師陣で、遠藤保夫の二人が、地元各団体と協調し、事前の資料づくりから参加し、国土交通省と増上で議論を重ねてきました。

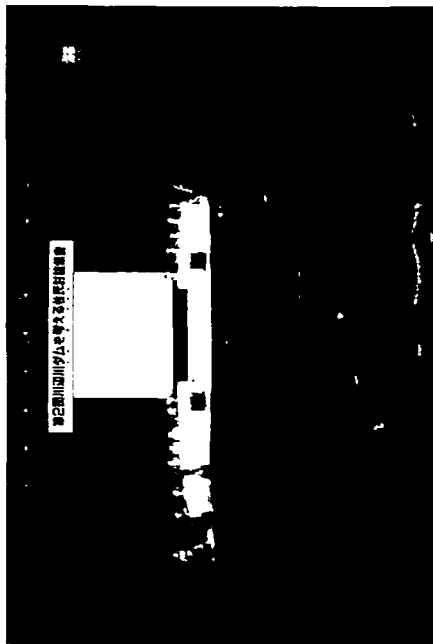
水源連の主な役割は、洪水調節のメカニズムにおいて、川辺川ダムの必要性を論破することです。水源連は、議員を通じ川辺川ダムに関する膨大な資料を請求、それを解析、整理し、いかに川辺川ダムの治水効果が根拠のないものかをわかりやすくプレゼンテーションするとともに、国交省にその疑問をぶつけてきました。その結果、下流の八代地区では、ほぼダムが不要という世論を決定づけ、中流域の八代でもダムなしで計画洪水を流せるという意識を一般市民の中に根付かせてきました。

川辺川ダム問題は、現在日本のムダな公共事業の象徴的な存在になっています。ダム問題は地元相良村、五木村、球磨村、人吉、八代の流域住民の大きな反対運動を呼び起こし、熊本県内の新聞記事の載らない日はないくらい、重大な関心事となっています。また瀬谷県知事は、「住民が納得行くまで」集会を続けることも明言しています。

水源連は、住民討論集会の運営方法など不備な点はあるものの、集会開催自体を高く評価するとともに、この熊本の方法が全国のダム反対運動にも、大きく影響を与えるものと考えております。それは、数多くの市民の前で、かなりつづつこんな議論を国土交通省と直接行っていること、それが、インターネットを通じて、リアルタイムで全国に配信されていること、テレビ番組としてその全貌が地元でオンエアされていることなどがその理由です。さらに、議論されている治水論の根幹部分は、ほぼ全国のダム問題にも当てはまります。水源連は、やがて、この議論から得られたものを、全国で活動している各運動団体にフィードバックできれどと考えております。今後も治水論における検証、および議論の面で、地元をバックアップしながら、この集会に参加していく予定です。



第二回の討論集会の増上にあがっている、事務局の横津、遠藤。



八代市内で行われた、第二回の討論集会では、計画洪水時のピーク流量に、市民側意見と国交省側意見に大きな隔たりがあった。

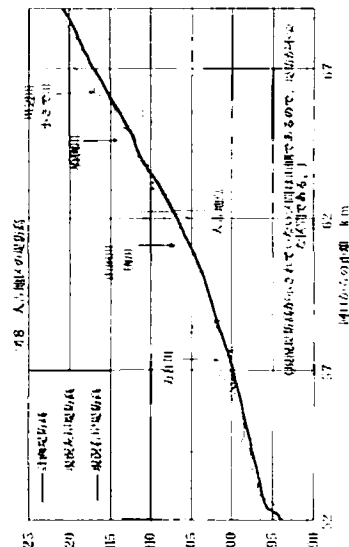
第三回資料の抜粋

●基本高水流量と河道の流下能力について

1. 80年に一回の洪水のときに、どのぐらいの水が川に流れるのか。
 - (1) 国土交通省の計算方法は、信頼性が低い。
 - (2) 実際の過去のデータから確率計算すると、国土交通省の数字はあまりにも高過ぎ。
 - (3) 国土交通省は秀げ山だった当時の状況で洪水を想定している。
 - (4) 山が育った現在では明らかに水の出方が違う。
 - (5) 実際に開いた計算をすると、洪水時の水量も随分減ってくる。
2. 球磨川は、どのぐらいの水を溢れず流すことができるのか。
 - 2-1 人吉地区
 - (1) 今のままの人吉で流せる水の量は、5000トン以上
 - (2) 国交省が計画している川底の高さが実際より高いところも多い。
 - (3) 国交省が計画通り川を掘れば過去の洪水も流せてしまう。
 - (4) 計画通り川底が下れば、ダムだって、必要ない。
 - 2-2 八代地区
 - (1) 今でも国交省が考える洪水を充分流せてしまう。
 - (2) 洪水の痕を見ると国交省はあまりにも余裕を見過ぎている。

2-3 球磨川中流部

- (1) ダムなんか作る前に、国交省が考える河川改修を早急に実施すべき。



プレゼンテーションに使用した
解説用グラフの一部

富山県の脱ダムの動きと

熊野川受水事業の見直し

黒部川ウオッチング・富山ネットワーク 金谷

富山県では県レベルでは脱ダムの動きは大きく進んでいますので、以下報告します。

富山県は早月川・片貝川・百瀬川ダムに続いて、9月6日に黒川ダムと湯道丸ダムの建設「休止」を発表しました。神通川支流に建設予定だった県営黒川ダムは治水を主目的に147億円をかけて昭和60年より計画が進められていました。しかし、建設の見返りとされた道路建設も予定途中で止まっており、県の関係者でも工事中止となるのは時間の問題だと言われています。その最大の理由は、建設用地の三分の一が地権者の強い反対があって買収できなかったためです。小矢部川支流に建設予定だった県営湯道丸ダムは以前より休工とされていたダムでした。これで県内のダム開発で残されているのは完成間際の久婦須川ダムを除き、県営の舟川ダム、国直轄では利賀ダムだけになりました。富山県では既にダム開発を目的とした河川開発課も河川課に吸収されており、今後は目立った新規のダム開発の動きはないものと思われます。

黒川ダムの「休止」に伴い下流域の治水対策をどうするのか。そのことに関連して9月19日に県議会で青沢県議が、9月26日に富山市議会でも赤星市議が質問したところ、県や市から次のような回答がありました。『新たな治水対策として同じ水系の熊野川ダムで未利用であった水道容量を洪水調整容量に転換することを検討している。この間進めてきた県営熊野川水道用水供給事業は中止し、この事業を前提にした暫定水利用権を使った富山市単独の熊野川からの受水事業についても事業の根拠を失うことから導水管などの工事は当面着手できない』

このような解決策は、「黒部川ウオッチング」のメンバーが中心となって昨年2月に結成した市民グループ「富山市の水道事業の値上げと熊野川受水事業を問題にした」「富山の水道事業を考える市民有志」が当初から提案してきたことです。その際ジャーナリストの保屋野氏、また水源連事務所の嶋津・遠藤氏からの確かなアドヴァイスもいただき、「公共事業チェック議員の会」中村敦夫氏より資料請求などでご尽力をいただきました。

富山市では市単独事業を、富山県では熊野川水道用水供給事業を見直す考えがないことを、市や県の交渉の席や議会の場で強調していましたが、わずか一年で方向転換したわけですね。今回の方向性は更なる無駄遣いを抑制した一歩の方法だと考えますが、熊野川ダム建設から18年間たってようやく見直されるようになったダム

事業のあり方、市民の提案を受け入れず建前を強弁し問題のほとぼりの冷めた頃行政自身が作った「富山県公共事業評価委員会」で見直しの方向をだすといった行政手法、そして事業は実現されないのに富山市民のみ県へ暫定水利用権として支払った負担金など、さまざまな公共事業の問題点を浮き彫りにし、今後に向けての課題も新たにとなりました。

ともあれ私たちの主張を認める形で、熊野川ダムからの受水事業も中止に追い込まれたことは、更に富山県内の脱ダムの動きを加速することは間違いないでしょう。

注) 県営熊野川水道用水供給事業…無駄なダム建設の典型例として2000年12月21日読売新聞全国版に掲載。ダム建設の約半分水道用水の建設負担金は71億円を占めるが過大な水需要の予測に基づいて熊野川ダムが建設された。そのため、建設後18年経過した現在も浄水施設は作られず日量10万トンを供給する予定の6市町村に一滴も供給されていない状態が続いていた。国庫補助を除いた33億円の借金は水道料金で返済されずに、返済総額で約110億円に膨れ上がっている。

連携排砂の強行と黒部川の変化、

そして柳又谷の砂防ダム問題

★今年も連携排砂が強行される

黒部川で7月13日夜から15日にかけて、昨年に続く連携排砂が行われました。今回の排砂は1年間に貯まった出し平ダムの土砂約8万㎡を排出するため、出し平ダムへの流入量が毎秒250㎡に達し、排砂ゲートを開放した自然流下中でも毎秒130㎡のダム流入量があると判断した結果行われました。排砂中は国から委託されたコンサルト会社その他、14日早朝から金沢大田崎教授と研究室スタッフが駆けつけ、出し平ダムより下流の水質や宇奈月ダム湖底の泥を採取して独自に調査を行いました。

入善・朝日刺し網部会代表の佐藤宗雄氏は「ダム底を見て、間違いなくヘドロを流していることを実感している」と語っていますが、事実宇奈月ダムでは出し平ダムから流されたヘドロが尾ノ沼谷合流点付近では40～50cmに渡って堆積しており、ダム湖底だった地点を歩くとひとりで運搬しました。自然流下状態となる前にはダム底にある最も濁った水が流され、湖底から10m上の駐車場からも異臭が感じられるほどでした。

その後、「黒部川排砂評価委員会」で環境調査の結果が報告され、昨年よりも環境への影響は小さい値が出ていますと報告されています。「評価委員会」が下す判断と、実際現地を訪れた現実との格差はどこにあるのでしょうか。田崎先生はそれは

現場を見、現場に依拠して調査をしているかどうかと言われました。事実、田崎先生たち金沢大学の研究グループは、何度も黒部川や富山湾を訪れ研究を進めています。その結果は、2001年末に「粘土科学」、2002年7月に「地質学雑誌」にそれぞれ発表され、出し平ダムでの堆積物が富山湾内に堆積し、ヒラメなどの底生魚に影響を与えていると述べています。調査をコンサルト会社任せきりにし、多くが排砂の現場すら訪れたことのない評価委員会の先生たちに川や海の悲鳴を聞いていただくことは無理なのでしょうか。

★ダム排砂によって濁りが取れない黒部川

宇奈月ダム建設で黒部川がどう変わったか。ダム上流は峡谷美が失われたことであり、下流では清流が失われたことではないでしょうか。排砂以降、7月20日～9月8日にかけて私は4回ほどトロッコ電車に乗って黒部川を見ていますが、いつ訪れてもダム下流の濁りは取れていません。これは2年前の宇奈月ダム湛水以降、顕著となった現象です。

理由として考えられることは次の点です。①宇奈月ダムは出し平ダムの約8倍、1270万 m^3 もの有効貯水量があるため、排砂や洪水などでいったんダム湖の水が濁ると水が入れ替わるまで長時間を要する。②排砂以降濁りがひどくなっているのは、排砂によって沈殿していた浮遊物質が攪拌され底に沈まず、秋から冬になってようやく落ちていくと考えると考えられる。③宇奈月ダムの中間部にある新柳河原発電所発電所より下流で濁りがひどくなっているが、発電のため93mの高さからダム湖内に水を落とすため、一帯が絶えず攪拌された状態となっている。

阿曾原温泉下流では天候に関係なくダム放水によって一日に20cmは水位が変わることもあり、満砂状態となっている小屋平ダムでは放水によって鍾釣温泉一帯がどす黒く濁ることもありました。黒部川を見、黒部川を遡行すればこの川は素晴らしい景観と共にダム(関電)によって人為的にコントロールされている川であるというところをつくづく実感します。かつてはイワナが泳いでいるのが見えたと言われる宇奈月温泉周辺では、ウグイしか棲めないような水に汚れています。右岸を流れる弥太蔵谷の清冽な流れを見れば、何が原因で黒部川の清流を殺しているのかは明らかです。

★他の川でも排砂が日常的に行われています

富山県を代表する河川の一つ神通川では濁りが続き、アニ釣りに不調が続き漁協に苦情が寄せられました。原因は神通川上流にある支流の下小島ダムが台風の影響でたまった濁水の放水を続けていたためです。濁りの粒子が細かく沈殿しないため、川の濁りが長期化しているとのこと。(7月30日付「北日本新聞」記事より)川の濁りは7月中旬から8月にかけて一ヶ月に及びました。

9月1日に神通川にアユ釣りに来ていた「公共事業チニックスを求めるNGOの会」、代表の天野礼子さんの話では、全国の河川で排砂ゲートを使わなくても、通常の放水でこうした形で細かな土砂を流す排砂が行われているとのこと。岐阜県の根尾川筋漁協の方からも連絡があり、3年前と今回の台風6号で中部電力の大須ダムがこうした形の排砂を行い困っているそうです。青森県赤石川でも同様の排砂が行われ、アニに多大な被害があったそうです。

排砂をしなければダムが延命できない状況の中で、黒部川の排砂問題の行方は全国の水の川や海を守るためにも重要な問題となっています。

★支流柳又谷の砂防ダム計画

ダムのあるところはその上流にいくつも砂防ダムが作られています。黒部川では現在19基の砂防ダムが建設または工事中です。黒部最後の秘境と言える黒部川支流の柳又谷に砂防ダム計画が浮上していることから、「黒部川ウオッチング」では現地の視察・調査を行いました。

実施したのは、8月10日～13日までの4日間。当会のメンバーの他に「宇都宮溪遊会」・「砂防ダムはいらない? 溪流保護ネットワーク」の方々と合同で取り組まれました。当日は「宇都宮溪遊会」の渡部・瀬畑氏の先導で飛竜峡などの難所も無事通過、砂防ダム予定地の柳河原(別称、楊河原)に子供を含め14人のバーティが二泊しました。その後、有志で上流に向かい支流水谷を経由して稜線を越え朝日小屋に一泊し、北又小屋に抜けました。

この一帯は登山道もない険しい谷の急流域にあることから専門家による生態調査も行われていますが、今回集まったメンバーで水生昆虫や特定の昆虫類の採取や植物の写真撮影や流域一帯のビデオ撮影なども行ないました。その中で、参加したもの誰もが柳又谷の豪快さとそのすばらしい流域の様子にこの場所は人為的に手をつけるべきではないかと思いを新たにしました。

柳又谷のテント場で今後の活動について話し合い、地元の「黒部川ウオッチング」が事務局となり北又谷を含め黒部川の流域一帯の保全を求めるため「黒部・黒部川を未来に残す連絡協議会」を発足させ、情報収集と共にこの一帯に砂防ダムなど作らせず現状のまま保全するため申し入れを行うことにしました。

11月の始めには、国土交通省に対して『申し入れ書』を提出したいと思っています。水源連の関係者には全国集会などで呼びかけさせていただきます。『申し入れ書』への賛同・協力をよろしくお願いします。

◇ 資料請求や賛同の連絡などは…黒部川ウオッチング・富山ネットワーク

金谷まで

TEL&ファックス 076-463-5607

メール kanava2001@nifty.com

長野の「乱」から 長野の「革命」へ

伊藤 貞彦

田中知事再選！

劇的な知事選の結果が示された。田中知事再選の第一の意味は何であろうか。多くの既成政党、議会議員、市町村長、各経済団体等（以下旧県政派勢力とする）旧県政を支えてきた者たちの県政像に長野県民の民意が再度明確に「ノー」を宣言したということである。

では、ここで否定された旧県政とは何であったろうか。一言で言えば、国の公共事業に寄食した公共事業中心の県政運営である。それは、補助がつく限りの無駄な公共事業を継続することで、冬季五輪のツケを含め、県の借金を膨らませ続けるというものであった。

しかし、旧県政派勢力は、こうした体制を維持することで得られる利権（集票力も含む）を守るため、県政を私物化し、知事選も支配し続けてきたのである。

だが、それらは恐らく長野県のみを抱える問題ではなく、国政も又多くの県政も共通して抱える問題であろう。

であれば、今回の結果は、全国各地の行政改革を求める多くの運動に対して、力強いメッセージになり得ると信ずる。

田中県政の意義

ところで、田中知事の登場と再選の意義について、更に掘り下げて考えてみたい。

田中知事の出現は、県政の翼賛体制とマンネリ化への批判だという指摘もあるが、それだけでは問題の捉え方が浅いといわざるを得ない。重要なのは、旧県政派勢力が、実は県民の多数の民意を代表していなかったということが、見事に実証されたということである。

とはいえ、この勢力の中軸をなす議会議員や市町村長は、無投票で選出された者は論外としても、少なくとも公明選挙で選ばれた者たちのはずである。それらが、なぜ民意を代表し得ていないのであろうか。理由は3つある。

一つは、選挙民は議員が当選後に行う公約以外の政治行為にまで同意を与えていないのに、議員のほうは当選すると「勝てば官軍」で勝手なことをやりすぎ、時と共に民意から離反していくということである。次は、この国の選挙制度では供託金を含め選挙費用を考えると、企業主、高収入自由業者、高級官僚、タレント、政党推薦人等、一部の人たちにしか被選挙権は実

質的に与えられておらず、多くの選挙民は自ら立候補し得ぬゆえ、立候補者中より「より増しな」候補を見出して、自らの意をおさえ、それらに投票するほかないという構図による。

3つ目は、当選した候補者の得票数が、その選挙区の選挙民の過半数に及んでいるという場合は殆どなく、多くはただ立候補者中最多数の票を集めたにすぎないということである。にもかかわらず、当選者達は自らが民意の大多数を代表しているかに思い誤るのであって、そうした誤りは今回の下諏訪町長選でも見事に実証された。大多数の町民は前町長の誤解に反して、「ダム推進」の政策など支持していなかったのである。町長や町議会議員の多数派が、町民の民意を代表していると考えるのは、問題によっては単なる幻想にすぎないといえる。

こうして生じた、議会議員や首長らの意見と民意の食い違いを田中知事は「ねじれ」といった。

「ねじれ」の是正に向けて

田中知事は、自らの市民運動の体験より、よくこの「ねじれの構造」を理解していた。それゆえに、知事は議会とは別の、県民のまだ代弁されていない本音を県政につなぐべく、その方途をさぐってきたのであった。それがいわゆる「どこでも知事室」であり「革座集会」であり「ガラス張りの知事室」であった。これらに対して、旧県政派勢力は危機感を強め、自らの特権を守るべく対決姿勢を強めてきていた。

こうした過程からすれば、知事不信任はそのせめぎあいの結果の爆発であって、県政改革のための不可避の関門であったといえる。

今回の選挙は、その結果をもって、県政の「ねじれ」を正す運動がもはや後退を許さない強固な存在となったことを明確にした。旧県政派勢力の長老の一人は「市町村長の意見こそ民意だ」といい、対立候補の一人は「革座集会のようなものは、民主主義の補完物としての意味しかない」といった。この認識の低さ、旧きこそ、無党派としてこの国の真の改革をおし進めつつある改革勢力によって、真っ先に捨てられていくべきものにほかならない。闘いの第二ラウンドとして、わたしたちには旧県政派勢力の解体を持続的に進めていくことが求められている。

徳山ダム裁判（行政訴訟）の事実上の結審と「地元」自治体

＜事業認定取消訴訟（収用裁判取消訴訟を併合）事実上の結審＞

事業認定取消訴訟提訴から3年半、10月9日の口頭弁論で最終準備書面の提出し、原告・弁護士から意見陳述をして事実上結審しました。173頁にのぼる分厚い最終準備書面は、ダムを巡る訴訟では最高水準を誇る徳山ダム弁護団のまさに血と汗の結晶です（徳山ダムHP = <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/>でご覧下さい）。この裁判を支えて下さった全国の皆さまに御礼申し上げます。

この裁判を「原告適格なし・却下」という門前払いを心配せずに進めることができたのは、旧徳山村民のE氏が私たちに土地の権利を譲って下さったからです。E氏のご厚意に深く感謝いたします。

＜徳山ダム建設に法的裏付けなし＞

徳山ダムの問題は多岐にわたりますが、私たちはあえて争点を水需要問題に絞って裁判に取り組みました。裁判中にも工事が止まらない現在の仕組みの下で、少しでも早く裁判を進めたいと考えたからです。

徳山ダム事業は土地収用法3条34号の2（水資源開発公団が設置する水公団法18条1項1号の施設）に該当するとして事業認定を受けています。水公団はフルプラン（水資源開発基本計画）に基づいて水資源開発施設を作る特殊法人ですから、新規利水の目的を失えば事業は成立しません。

【フルプランと徳山ダム】 徳山ダムが最初にフルプラン（旧フルプラン）に登場した1973年までは高度成長期で、確かに水需要は右肩上がりに増えていました。ところがその73年に石油危機があり、都市用水の水需要は止まりました。旧フルプランの目標年次＝85年には予測と実績とが甚だしく乖離していることは一見して明らかでした。しかし改訂を7年も引き延ばしたあげく93年に出版された現フルプラン（目標年次2000年）は現実を無視し、高率の右肩上がり需要増が続くとして「長良川河口堰も徳山ダムも作る」という結論を出しました（それでも徳山ダムを2000年までの計画に入れることはできませんでした）。バブル崩壊を経て、フルプランと実績との乖離は更に拡大しました。国の立場に立ってしても、ウォータープラン21（99年）や総務省勧告（01年）に沿うようなフルプラン改訂が必要な管ですが、いまだに新しいフルプランは出ていません。徳山ダムはフルプランに正式に位置づけられることなく建設が進められています。

【水公団予測の非科学性】 国交省は事業認定庁であると同時に水公団の監督官庁です。さらに事業認定申請にあたっては、国交省が「こういう申請を出しなさい」と水公団に指示していたことも明らかにされました（山崎房良証言）。「初めに強制収用ありき」の出来レースです。

そうして水公団に出させた新規利水に関する250頁余りの参考資料（公団予測）は、数字、数式、グラフなどを多用して一見綿密に作られたかに見えます。しかし中身を見る

と「過去10年を採るか、20年を採るか」「直近の数字を採るか、省くか」「どの平均値（全国、東海地区、各地域）を使うか」「変化する値か、一定の値か」などについて、ご都合主義で（予測が過大になるように）選択するという類のものです。原告弁護士は、意図的な「誤り」を指摘し、公団予測は非科学的・恣意的な過大予測であること、木曾川水系に新たな水源開発の必要性は全く存在しないこと、さらに事業認定時にそのことが明白であったことを、この裁判を通じて徹底的に明らかにしました。

＜裁判所は公正な判断を＞

裁判所が、証人尋問などを通して明らかにした事実をまっすぐに見、素直に最終準備書面を読んで、公平に判断すれば、結論は自ずと決まるはずですが。しかしこれまで日本の司法は行政に対してあまりにも腰が引けていました。子々孫々に誤りのツケ（財政的・環境的）を残さないために、裁判所の公正で勇氣ある判断に期待したいと思います。

＜地元自治体＞

【「治水ダムがほしい」】 岐阜県穂原知事は9月議会で「徳山ダムの目的の第一は治水である」と言っています。国土交通省・水公団も「多目的なダム」と言いつつ治水を前面に出し、「徳山ダムがないから危険、徳山ダムさえあれば安心」という誤解が流布するように向けています。揖斐川流域25市町村は「揖斐川流域住民の生命と財産を守るため」の一本槍で建設促進を働きかけています。各議会も「治水のため」に促進決議をあげています。

あくまでも治水が目的だと言うのなら、国交省は起業者を変えて治水ダムとしての新たな事業計画を出し直すべきです。そのときには徳山ダムを中心に据えた揖斐川の治水計画は不合理かつ危険であることが一層明白になります。国交省の揖斐川治水計画の説明は概じ詰めれば「徳山ダム建設は大前提だから、徳山ダムを中心とした計画は合理的だ」というに過ぎないのに、流域自治体・住民が「揖斐川の治水は徳山ダムがすべて」と思いこむようにし向けています。国交省自身「総論」としては脱ダムの方向にシフトしつつあります。早くダム建設の呪縛から解き放たれて、本当に住民本位の治水計画を作り上げていきたいものです。

【「水は要らない」「負担は知らない」】

工業用水に新規需要が生じないのは余りにも明白です。では水道水はどうか。国交省は地元が徳山ダムが要ると言う、と言います。岐阜県の水資源課に訊くと地元が必要があると言います。

私たちは徳山ダムのからの給水が予定されている14市町を一つ一つ訪ねました。共通しているのは「当分（予測できる範囲の将来まで）現在ある水源で間に合う」「県に新しい水源が欲しいと言ったことはない」という返事でした。そこで私たちは県水資源課に質問書を出し、地元の需要の根拠を訊きに行きました（9月25日）。答えは「H6年の岐阜県水資源長期需給計画（＝1990年を基準年とし、1998年に見直すことを前提に2010年までを予測したもの。水需要は20年間に60%増加するとしている）だ」。どうしてそ

うという数字が出てくるのか、と根拠を訊くと全く返事がありません。1998 年に見直すときと比べられながらいままでに新しい計画が出ていない理由についても答えはありません。水資源課の担当者たちは、とうとう2時間も宙をみつめたまま黙りこくってしまいました。ナマの統計を見れば、岐阜県で新たに大量の新規水需要などあるはずがないことは明らかです。しかし知事の「徳山ダム断固推進」の姿勢のために、岐阜県水資源課は最近の統計に基づいた新しい計画を出さない一途なのです。

そして新たな水源は必要ないと分かっている市町は県に対して「要らない」と言います。「県から何もきていないから何も言いようがない」「水を押つけてきたらそのとききん。」「断る（A町）」「関係市町で話し合わなくてはならないが、うちみたいな小さな町からは言い出せない（N町）」「水源が余分にあることは良いことだ」。水源費及び導水施設についていっての負担をどう考えるかと尋ねると「何もきいていないから知らない」「国や県が悪いようににはしないだろう（S町）」。「こちらが数字をあげて追究すると黙ってしまいます。交付税措置などで何とかがしてくるなどという幻想はもう持てないのに、県や国に逆らったが大変だ」という意識からは抜けられない。もう一歩も前に進めない自治体の姿ばかりが目につきます。

＜早く徳山ダム建設中止を！＞

水公団は10月8日、徳山ダム集水域でイヌワシ1羽、クマタカ5羽の幼鳥を確認したと発表した。徳山ダム建設予定地が、全国的に繁殖率が下がっているイヌワシ・クマタカにとってかけがえのない生息地であることが一層はっきりしました。もしダム湖ができてしまったら水辺とその周辺の環境は壊滅してしまいます。今生息している個体の維持も危ぶまれます。

一滴の水の売れない水資源ダム・徳山ダムは、建設費全額（数千億円）を国と自治体が、私たちの税金投入で賄うことになります。税金を投入して何の合理性も公共性もない事業を進めてはいけません。

す。財政破綻と生態系破壊を回避するために、一刻も早い徳山ダム建設中止を求めています。

鳥の調査
5つがいに
猛さん類モタリダ

水資源開発公団は、岐阜県神岡村のダム建設現場一帯で掘っている猛きん類のモニタリング結果を発表した。昨年十一月から今年九月に調査したクマタカのうち対象九つがいのうち七つがいで幼魚の巣立ちを確認された。

マタカは過去三年
 間、調査対象の九つがい
 で巣立ちの鳥の数は毎年
 一羽たつたが、今年一
 年とは大體に増えた。
 一方、同様に調査してい
 るマナブシ、オオウミ
 ぎいのうち二つがいで幼
 鳥が巣がめられた。同年
 はゼロだった。

鳥が本格化する中で
 の繁殖増加について、今
 回は「なぜ増えたのか分
 からない。エサ屋の移動
 なども考えられ、この結
 果でエサの確保を助けて
 いるという判断には違
 ない」としている。

一方、マタカの巣で
 昨年見つかり、前回の発
 見地でマタカ母の「オ
 リシロ」の可能性が指摘
 された小動物は、その後
 の分析でワニと分かつ
 た。

10/9 4:13

中興の利益を鑑みしだ。
 一たび開闢は「事業測
 算」を決定する基礎となる
 多量資料の「射水」を
 では「測」られぬ」と主張
 張「メス」づくしの目
 的から事業調査は「算
 測」が前提はなして、
 広い範囲から整理する
 ことが必要だ。
 同メスは〇〇年計画に
 従って「事業」は七
 年進め、「算」は三た
 らないが、むしろ「算」は
 経営者（＝国王と宰相
 級）が決定し、「測」は

が勝つても、原吉に亡く事
性だ。(原吉)と一
審判決で決着が付く見込
みは低い。原吉団の一人
は「どうも完成すれば、
判決にかかわらず運用は
止められないが、まだ時
間はある。断崖まで落ち
ても、勝つは運動性のあ
る判決になるかもしれない」と期待を寄せる。

「原産側利水のメカニズムは、
国側多目的に広げ得る」

主張出そろい年内結審へ

水資源開発公団が橋脚材で建設中の徳山ダムに反対する市民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」のメンバーである田中圭次（田建設用を相手取り、ダムの事業譲渡取り消しを求めた行政訴訟の口頭弁論が先日、岐阜地裁（林道香虎裁判）であった。一九九九年三月の提訴以来、二十四回の弁論を重ねた訴訟は今回で双方の主張が出そろい、年内には結審。来春以降に判決が言い渡される見込みだ。

原市側は、公団に六八 年十二月に国が土地収用 法に基づく事業認可をし たのは違法と訴えてき た。 認定の基礎は調査によ り、其性があるかどうか。郷 山などの場合、穀田や水 田を知りながら水灌漑が仲 介したところ、公団の事業や 地域などの目的をききに	国はまた大企業があ ると見せた。認定が多 く建設用地として大連 物産と結び、地価格が ら同様に高く強制収用 ができることになった。 しかし、原市側は問題 がまだある。総米田の統計 も、水灌漑に大団の半 分は水灌漑を必要とす ていて、一七折換。例え	ば、公団の予測では名古屋 市の二〇一八年度の一 人当たり一日の平均給米 量は五百一・九五五グラム の二七・七七％から毎年 伸び続けるという試算だ。 これに対し、原市側 は、同市の平均給米量は 約一七・四四グラム、一 七五折換の四倍という差 計を示し、同公団の予測
--	---	---

通りには簡便に伴ひないとして、タム建設による利水面のメリットを否定。公団の本拠を「合理的」とした国の認定を違法と主張するとしても、タムが環境に及ぼす影響や自治体の財政負担から建設

新月ダム中止後の気仙沼市の治水水利水対策

元新月夕ム建設反对期成同盟 事務局長篠谷博之

2000年6月大川治水利水検討委員会は、浅野宮城県知事に2年間の検討結果を具申した。〔治水は50年確率で基本高水流量870m³/秒とし、経済性を考えダムではなく河道改修による対応が適当であり、その基本計画を2年以内に策定することを求めた。水道の利水計画についても、経済的に多目的ダムの不適であり県、市が継続して安定取水量の確保について検討すべきである。貯水施設の可能性を検討した上でより適当な対策を選択すべきであるが、これまでの新月ダム平定地の地域開発を考慮すれば、関係住民の十分な合意を得たものにするべきである〕という内容である。

検討委員会に治水計画を明示する期限の今年6月、宮城県土木部は「大川の治水計画の検討状況について、基本高水流量の見直しや、それに伴う新門ダムを前提にしない河道計画の変更は、引き続き要する状況にあり2年以内の計画策定と明示はその期間内にはできなくなった。早期に実現するよう努力している」という経過報告があった。基本高水流量の設定について国との調整が済んでいないためだが、年度内には策定する予定だという。「三陸水系流域委員会気仙沼（大川水系）地域委員会」が01年3月発足し、広く市民の意見を聞きながら03年3月を目処に大川の河川整備計画案について協議を続けているので近々発表されるであらう。

利水対策の進行状況

新月ダムの中止により暫定水利権11000m³/日が04年に消滅するため、気仙沼市は平成30年の36000m³/日の水需要予測を基に代替水源を新たに求める計画を進めている。県の策定する大川の河川整備計画に合わせ、25000m³/日の安定取水のために館山堰の機能向上を図る対策工を要望する一方、慣行水利権の余裕水を季節的に転用する期別取水と、地下水利用によって確保していく対策の検討を進めている。

新月ダム建設反対期成同盟は昨年、大川を日本一の清流にすることをめざして発展的に解散したが、新月ダム建設に協力してきた新月ダム関係地権者会は、中止によって損害を受けたとして県、市に6億7000万円の新月ダム建設に協力してきた新月ダム関係法令を踏まえ調査したが損害補償はできないと拒否された。その後も、ダム付け替え道路で建設された国道284号沿いの会員所有地の買い上げを求めているが、その見通しが立たないままさる7月無念の思いだという雪葉を残し解散した。これによって新月ダムに関する政治的な問題は全て消滅したといえるだろう。

しかし、30年にも及ぶ年月を費やしてきた地権者はじめ関係住民が受けてきた心労は癒されることとがなげきまわられて行く。それがいまの日本の土木行政であり、政治の原点は福祉であるべきことだからすべし眞に恥ずべき事態である。

TEL&FAX0226-55-2707

年度内に計画策定

七月十日の嵐も害によ
る大雨で、気仙沼市内の二
級河川・大川流域に家屋浸
水被害などが出た問題で、

管理する県の賞状一河川
課長らが二十六日、現地視
察した。視察後、八戸沼市
役所で鈴木喜市長と懇談し

た増見課長は、懸案の大川治水計画について「時間はかかるが、年度内に決定したい」との姿勢を示した。

した筑前沼大橋上流と館山
浄水場下流部、水田が冠水
した松川地区の五力所を貫
た。

[illegible]

大分県立大分大学
大分県立大分大学



台風6号による被害にあった大川流域を撮影する
岩見河川課長（左）＝気仙沼市南郷地区

皆實録長、県立仙沼土木事務所の堀安壽所長と真関係者七人は、大川と神山川が合流する南郷地区をばしめ、冠水被害を拡大させた洪抜川、さらに土砂が堆積

市から順谷津二邊長、西城警建設部長らが同行。西城建設部長が台風6号により大川沿いの南郷地区で五十八棟の床下、床下浸水があった被害状況や、市内

何らかの影響が有る。佳境
 の危機を感じたか故にして
 「ほこ」に言葉を添ふた。
 三の雄鷹（たけやう）十
 段については「それぞうて
 個性にはない判斷」して
 「うたぐ」今後は諸君諸
 君を導きまゝに、陰云が
 必らず彼方には霞に手裏剣
 求むればよいとす。
 言葉は違ふ。だが精神を
 導く父の愛は母に勝るた
 一サードのうたぐはき
 及び「真実を愛せしむ」

ハツ場ダムを考える会 活動報告

活動日時

2001年

11月17日

20日

第3回総会

ハツ場ダムへの負担金支出の中止を求める要望書を群馬県、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県に「高崎の水を考える会」など県内外の15団体と84人の賛同を以て提出（群馬県、東京都、千葉県のみの回答）

29～30日 福岡県星野村真名子ダム建設反対運動への協力、見学交流会（収入役、議会代表、職員労働組合、事務局…村役場企画振興課）

12月18日

定例幹事会

2002年

1月21日

2月 5日

定例幹事会（場所が変更）

群馬県に対し、ハツ場ダム建設予定地における自然環境保護について公開質問（イヌワシ等の猛禽類の保護対策、強酸性の水質の問題など）

「群馬の脱ダムを考える」集会に参加協力

群馬県より回答

定例幹事会

3月 8～9日 千葉県自然保護連合会、ハツ場ダム予定地見学交流会

24日 「ハツ場ダム問題を考えるin千葉」に参加協力

「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」が設立される

4月 2日 定例幹事会

23日 ハツ場ダム工事事務所に対しハツ場ダム建設予定地における自然環境保護について申し入れ

5月11～12 千葉県自然保護連合・追原を歩く会、予定地見学交流会

31日 定例幹事会

6月 1～2 千曲・信濃川エコツアー 主催 ATT流域研究所

テーマ 「いかに公共事業を脱却するか」当会と交流会

千葉県知事に対し、千葉県自然保護連合、追原を歩く会、群馬県自然保護団体連絡協議会とともに「ハツ場ダムへの負担金の支出中止を求める要望書」を提出

22～23日 太田市で行われた「環境展」に参加し、写真展示、資料配布を行った。

27～28日 関東弁護士会、予定地視察交流会

7月30日 定例幹事会

9月21日 「首都圏水循環ネットワーク・市民会議」に参加

定例幹事会

10月 7日

毎月の「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」会議に参加

2002年度 活動方針（案）

- ① 現在県内で計画されている倉洲ダム、増田川ダム、戸倉ダムなどに対する運動と情報交換をしながらつながりあい、「群馬脱ダムネットワーク」設立に向けてしなやかに活動していく
- ② 「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」の運動と連携を強め、ハツ場ダム本体工事の中止を求めていく
- ③ 地元住民との情報交換に努め、地権者の権利が損なわれないよう協力していく
- ④ 自然環境の保全に努め、特に名勝「吾妻渓谷」の保全を図り、次の世代に引き継ぐことを求めていく
- ⑤ ニュース「やんばダム」やパンフレットなどの広報活動を通じてより多くの市民に理解と参加を求めていく（定例幹事会にも一般会員の参加を歓迎します）

長良川河口堰の廃棄に向けて

長良川河口堰建設をやめさせる市民会議
村瀬 惣一

(プロローグ)

長良川河口堰は、73年3月事業計画告示、同年愛知県同意、78年9月（漁業者と）の間で補償協定が成立して、岐阜県同意、三重県も同様の工業用水の1/2、4m³/秒（但し岩屋ダムで2m³、河口堰で2m³）を愛知県が肩代わりする協定が、78年11月に成立して同意。

堰本体は、78年7月完工、94年3月、1500億円（別に建設省が行った浚渫で300億円）で完成。95年5月野坂建設相が「本格運用」を決定、7月6日ゲート閉鎖、但し実際に給水を開始したのは98年4月。債務の償還も98年4月から。工業用水の方は販売のメドが立っていない。

受水県の水利権（m³/秒）と債務（国の負担を除き、金利を加えた額。23年ローン）は、下記のとおり。

	愛知県	三重県	名古屋市	計
水道用水	2.86m ³ 222億円	2.84m ³ 220億円	2.00m ³ 155億円	7.70m ³ 597億円
工業用水	8.39m ³ 500億円	6.41m ³ 355億円		14.80m ³ 855億円
計	11.25m ³ 722億円	9.25m ³ 575億円	2.00m ³ 155億円	22.50m ³ 1452億円

受水県は、さらに水道用水の導水施設に下記の追加投資を行った（一部未着手）。

即ち、愛知県は知多の東海、知多、常滑、大府、半田の5市ほか、5町、人口50万人余。在来水源の木曽川用水の途中、筏川と河口堰の間を連結、事業費328億円。旧取水口は木曽川の犬山と馬飼であり実績は各10万m³/日だが、馬飼だけでも70万m³の余剰があるのだ。

三重県は中勢の津市、久居市ほか8町、人口30万弱。追加投資は754億円。在来水源は雲出川の8.1万m³と自己水源の6万m³。将来の増加見込みは8万m³と云うが、これには自己水源を見ないからせいぜい2万m³。ならば工業用水に余剰4万m³の1/2を転用すればすむ。同県はまた北勢の桑名、四日市、鈴鹿、亀山の4市ほか6町への給水を計画。追加投資は374億円とされる。この方は2006年だがこれを4年～7年延期する。（北勢は北伊勢工業用水だけでも約40万m³の余剰があるはず。）

名古屋市は導水せず、債務だけ償還する。これが一番トク。
工業用水については後述する。

サーモン・IN長良川DAY

1、シンポジウム「森と海をつなぐもの」（7月6日13：00～17：00）

会場 三重県桑名郡長島町中央公民館
1. 基調講演「公共事業が変わる」天野礼子
2. ドイツにおける再生事業と水に関する法律
ウオルター・バインダー（ババリーヤ州水資源管理局）

3. サーモンの教え
トム・ライムヘン（カナダ、ビクトリア大学教授）
4. 森と海をつなぐもの
室田 武（同志社大学教授）
II、野外イベント「河口堰を早く開けナイト」（7月6日19：00～23：00）
1. 野外シンポジウム「公共事業の止め方」

(1) 各地からの報告
(2) 公共事業の止め方 五十嵐 敬喜（法政大学教授）
(3) 現地からの提言 丹生川、長良川、諫早、川辺川、三番瀬、日本湿地ネットワーク

2. VD「森と海の絆」 C.W.ニコル
3. 森と川をつなぐコンサート 辰野 勇、かわさきゆたか、秋元しん
4. オーローラ、スライドショウ 「カナダの自然と天の衣」
III、シンポジウム「公共事業の止め方」

河川敷（7月7日9：00～11：00）
1. 河口堰運用の現場を評価する。 宮本雄一（岐阜大学教授）
2. 河口堰の水は使われたか。 大森 恵（長島町議）
3. W.W.F. リビング・ウオーター・キャンペーン報告
粕谷 志郎（岐阜大学教授）
4. パネル・ディスカッション「長良川を救うために」
5. 海外ゲストのコメント
ウオルター・バインダー、トム・ライムヘン

IV、NGOランチ・ミーティング（河川敷デント、11：30～13：00）
「自然再生法」与党案とNGOからの提案

出席者 各団体代表
ゲスト 五十嵐教授、吉田正人、
トム・ライムヘン、ウオルター・バインダー

最高裁待ちの住民訴訟

水道用水（7.70m³/秒＝66.5万m³/日）の方は両県へ押しつけることで、98年4月から債務償還を開始したが、工業用水（14.80m³/秒＝127.9万m³/日）の販売みこみは全く立っていない。この両方の債務償還にあてるため、愛知県は年33億5000万円の、企業会計に対する貸付金を、三重県は20億8000万円の出資金を、各々の98年度一般会計に予算化した。事実上繰り入れである。これは地方財政法6条に違反する、として両県では繰り入れ阻止と知事に対する賠償を請求する住民訴訟

訟が行われている。

愛知県では、'98年9月14日名古屋地裁へ提訴、'01年3月2日却下、3月15日名古屋高裁への控訴。高裁は、'02年2月28日却下。3月13日最高裁へ上告した。却下の理由は既支出分はそのまま、その余については「水需要が増加するとの意見もある」からだとする。

三重県では、'99年2月16日津地裁に訴状提出。'00年1月27日却下。'00年2月16日名古屋高裁へ上告した。7月13日原判決を取り消して津地裁へ差し戻し。被告は7月26日最高裁へ上告した。津地裁の原判決は「一般会計から企業会計へのカネの移動は、県のカネを減らしたものでない」との理由。高裁の判決理由は「企業会計へ移したカネは債務の償還にあてられている」というもの。

北勢への給水延期⇒拒否の動きも

愛知県は、知多の5市5町への水道用水の全量を木曽川から長良川に切り替えることで河口堰（本体と導水施設）にかかる債務の全額を回収できるが、特に夏場における水質の悪化で、市民の苦情が噴出してきている。

三重県は、当初は中勢の2市8町。県は（水質を考慮して1/6のブレンドにする方針の模様だが、これだと全投資額の1/10しか回収できないので、北勢へも、'06年（H18年）から給水する計画。追加投資に374億円。この方は5年間延期することになった模様。以下最近の商業紙から拾って見る。

○ 受水時期先延ばし、三重10市町が検討（岐阜新聞01.6.5）

長良川河口堰を水源とする水道用水の供給を予定している三重県北部の水需要の低迷を理由に2006年から予定していた河口堰からの受水時期を、4年～7年程度延期する方向で検討していることが4日判った。（後略）

（注）4年から7年延期としているのは三重用水の償還が、'12年に終わり、ハネ返りが少なくなるからだ。

○ 河口堰受水計画「資料公開を」（朝日新聞 '02.5.23）

鈴鹿市情報公開審査会は22日、同市水道局が非公開とした長良川河口堰の受水計画について「公開すべきだ」と水道事業管理者に答申した。（後略）

○ 長良川河口堰からの受水5年延期を決定（中日新聞 '02.8.24）

長良川河口堰からの水道用水を新たに受水する三重県四日市市など北勢10市町で作る北勢広域水道事業促進協議会長良川受水部会（事務局四日市市）は23日、2006年度からとっていた全市町での受水開始時期を5年延期し、'11年度からとすることを正式決定した。亀山市は態度を保留した。

北勢10市町は昨年4月から長島など5町で日最大6400㎥の一部給水を受け、'06年度から残る5市町を含め47600㎥の全面給水を受ける予定だった。（中略）1年延期すると年7000万円の利息がかさむとして5年が延期の限度と判断した。（後略）

○ 毎日新聞、朝日新聞なども同趣旨の記事

○ 亀山市が態度保留（中日新聞 '02.8.24）

（前略）亀山市は、昨年5月、市の調査で十分な水量が確保できるとして、市長が「飲み水は自前の地下水で賄う」という方針を表明。長良川河口堰の水を受け入れるかどうかについて、市は今年1月、市民代表を入れた上、上水道問題懇談会を設置し協議を進めていた。（中略）この日の受水部会の結論に、同市長は「懇談会で協議中。今の段階で市として確認は同意できない」と説明。（後略）

結局は「破産処理」より手がない

無用のダム建設をどうして止めるか――或いは既に完成した、用途のないダムをどのようにして廃棄させるか――このこの鉄壁の要塞を我々NGOが撃破する手はあるのか。

堰にかかる債務のうち、工業用水分を償還する為に、一般会計から企業会計へ貸付けまたは出資（事実上の繰り入れ）差し止め住民訴訟に勝利すれば両県は償還不能に陥る。その場合、両県は河口堰の工業用水分については「事業再建」（破産）処理にせざるを得ない。即ち両県は、債務を一般会計に移し、その方で起償し（財投ではなく市中調達だから金利は半減するはず）償還する。その場合、債務の1/2は地方交付税で処理される（今年3月、総務省決定）。だが最高裁の判決如何にかかわらず、いずれは斯る決断が必要になるはずだ。

水道用水分の突破口は三重県の北勢だろう。すでに亀山市等では受水それ自体を拒否しようとの動きがある。他の3市にも拡大し、給水延期が無期限化⇒返上、となれば北勢への給水は崩壊するだろう。いずれ知多と名古屋市にも波及することを視野に入れて反撃を強めたいと考えている。堰を手放すのが早いほどトクなのだから。

辰巳ダム「貴重種」ミゾゴイ営巣確認

遊休水利権発覚

1. 「貴重種」ミゾゴイの営巣確認／道路工事止まらず

1997年8月、森の都愛鳥会会員により、辰巳ダムの付け替え道路建設現場近くで絶滅危ぐ種の渡り鳥・ミゾゴイが初めて発見。その後、森の都愛鳥会の独自調査や、県の専門家の協力を得て行った調査によって、2001年、2002年にも付け替え道路だけでなく辰巳ダム本体の建設予定地や水没予定地周辺でも生息が確認され、営巣・繁殖の可能性が高いことが分かってきた。

02年8月には、WWF ジャパンは「絶滅危惧種ミゾゴイの生息地の保護に関する要請」を石川県に提出するなど全国的にも注目されている。

ミゾゴイは、日本で3番目に個体数が少ない鳥で、石川県公共事業評価監視委員会(1999年)が辰巳ダム計画継続に同意する時につけた付帯意見のいう「貴重種」であるが、県はミゾゴイの生息確認後、工事を短期間中止したり、細部の設計を変更しているが、基本的には当初計画どおりに道路工事を続行している。委員会の付帯意見は事実上無視されている。

ミゾゴイは、アジア版レッドデータブック(バーンドライフ・インターナショナル)で、近い将来絶滅の危険が高い種として、絶滅危惧ⅠB類に分類され、個体数は千羽未満と言われている。日本で繁殖する鳥では、ヤンバルクイナやシマフクロウと同じランクにあり、国際的にもミゾゴイの危機的状況が強く認識されている。

辰巳の会は、森の都愛鳥会などとともに、県に工事中止や環境保全、公共事業評価監視委員会の付帯意見を守るよう、強く要請している。

2. 上流に辰巳ダム一個分が空いている＝遊休水利権発覚

辰巳ダム上流に1967年に建設された既存の犀川ダム(石川県と金沢市の共同事業)で、金沢市が持っている工業用水(0.46t/秒)が今後也使われることのない遊休水利権であることがわかった。これは、評価監視委員会で辰巳ダムが評価されていた当時、過去の犀川ダム資料が一切提供されず、上流ダムとの整合性がまったく考慮されなかったが、昨年、犀川ダム関連の公文書が「解禁」され、ナギの会の資料請求と調査から明らかになった。

この工業用水開発は、金沢市港地区の工業団造成計画の一環だったが、工業団地計画は挫折し、市の計画からも放棄された。しかし水利権だけは維持され、金沢市は管

理費などを支払い続けている。こうした遊休水利権は、国の指針でも「水利権を実行しない者は、権利の上に眠る者であるばかりでなく、その遊休水利権が他の緊急かつ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げる可能性が大である…」(逐条河川法1966)として厳しく戒めているが、一向に改訂されず、各地のダム問題で見られる「膨大な水余り」となっている。辰巳ダムの場合、上流ダムの水道水の水余りと合わせると、実に辰巳ダム一個分に相当する。

以上のような「環境」問題や「水利権」問題は、全国のダム問題に普遍的に含まれている。環境問題は新河川法で、配慮を義務づけているが、遊休水利権・水余り問題は、今年春、総務省が解決のための新制度をつくる方針が示されている。

(渡辺 寛)

二風谷ダムに次ぐ平取ダムは問題だ

沙流川を守る会 アシリ・シフ

苫小牧農部開発計画は、一九七〇年に、第二期北海道開発計画において取り上げられる。一九七一年には「東部東部大規模開発計画」が策定された。一九七六年八月には、港開港工事が、翌七七年には、北海道電力苫小牧発電所建設工事が開始された。一九七四年に北海道企業局が発案した「苫小牧用水計画」とは、一体何だったんだろう。苫小牧基地の工業用水や核用水が今、必要性が無くなったにもかかわらず、沙流川支流の額平川上流の豊後地区に「平取ダム」を造るという。開発の為の開発、行政の為のダムと言われても通意ではない。

沙流川水系からの取水計画は破綻した現在、治水の目的も薄く、大洪水時でも破壊度の少ない場所、何故、見切り発車する必要があるのか。私には分からない。金がうつつ以外、私には見えないダムだ。

この額平川も沙流川本流の上流、日高山脈を源に、十品露・ニセウ・額平川等の支流（支流）を合流し太平洋に流れ出る全長一〇四km、流域面積一三三三平方kmの一級河川。アイヌ民族を名め、地元の住民には、製氷・酪乳・産石・建設・商店と、多大な恩恵をもたらしてきた。この沙流川は、二風谷ダムで汚して破壊してきたにもかかわらず、又もや上流にダムを造るという。

そして出来た二風谷ダムは、湖水まつりを村おこしの行事として取り上げ、町の祭りとして行っている。もうすでにメタンガス発生ダム湖に……。ダムで川を殺し、死んだ川にも湖として売り込み、その人工湖の湖水祭は、恥ずかしくもなく毎年行われており、呆れる。

「アイヌ民族」とは何なのか。そこで語られる「アイヌ民族」は、何も愛だと考えられなくしているのものは何なのか……。やはり金が当たるのか。と疑いたくなる。沙流川の二風谷ダムは、はたしてアイヌ民族にとって必須だと言うのだろうか。

一九九〇年度の当会の調査から見ても、事業農家は少なくなりつつあり、平取町を支える七割の農業基盤の崩壊は、死活問題にもなる。

全国的に川を殺す洪水目的のダムは、ムダであった事は立証されて、新聞紙上でもたたかれている現在、アイヌの聖地での発掘で新聞などマスコミも問題を重視することなく、一時的な盛衰にふらさがる道、行政の開発のあり方は、今一度反省する必要があるのではないだろうか。

二風谷のダムといい、ITERの頂見だしたに、又もや上流にダムを造るというのは……。本当に沙流川にすまなくて心が痛む。

沙流川総合開発計画の中には、

- (1) 事前に調査計画、設計計画、保護計画、費用配分計画等が、住民の請求によって公開されること。
- (2) ダムに関して、地元住民に直接・間接に影響する問題については、経済的問題だけでなく、心理的・環境の問題も含めて住民の意見をとり入れ、計画に反映させる。
- (3) ダムによる水没者・不利被害者の個々の生活及び村落共同体としての生活水準が、建設前より向上するように、（注・だが地権者だけの問題として見切り発車した）
- (4) 建設されるダム使用目的の如何にかかわらず、治水と利水の競合や、治水上、地元と下流の競合が起きた場合は、地元の防災を優先し、その為の管理・操作をする事などが述べられている。

(1) A 住民の意見書への回答なし。当会のにも勿論。

(1) B 住民の公述会も。ダムに無知な住民に対して、専門用語で分かりやすく……少数の中で、やらせっぽい役職の人の賛成者への作文の立ち読み発表。

(1) C 説明不足と利益かくし。

(2) A 住民に影響を与える、環境の変化による作物への影響——今後長い目で見ての収穫への多大な影響。

(2) B 現在、二風谷ダム湖による農産物の発生状況、交通事故の発生予測など、計画は無かった。

(2) C 環境問題に大きな影響が……。このような汚れた湖面を見て心痛めている住民の事や、あるいは、そのダムに自殺者がすでに三名も出ている事々々、どう思っているのか。

(3) A 地権者だけの問題としてとらえるには、余りにも乱暴すぎるのではなかったのか。

(3) B 建設前より向上したのだろうか。洪水多発の度、水門を開けて下流域の水田・牧場を呑みこんでしまった。ダムの放流により、大洪水が多くなり、すべて破壊が大きくなった事。

相模大堰建設差止住民訴訟控訴審

(東京高裁)

1993年(平成5年)12月に提訴。2000年(平成12年)5月、第一審(横浜地裁)が第33回口頭弁論で結審し、2001年(平成13年)2月判決。「相模大堰は違法とまでは言えない。」ということで、建設費用の支出差止請求を棄却した。環境については環境基本法はプログラム規定で具体的な内容を規定していないので、施策の違法を問うことはできないとして、全く内容に踏み込まない判決だった。

私たちは直ちに控訴の方針を固め、現在に至っている。提訴から既に9年を経過した。

控訴審では被告側自身が第一審で取り下げた門前払いの主張を「最高裁の判例を踏まえて」と言いつつ再び蒸し返してきた。

その内容はすざましいばかりの住民敵視であるので紹介する。

①地方自治法の「自治体は最小費用で最大効果を挙げるようにしなければならない」という趣意に違反しているというが、これは「挙げなければならない」という義務規定ではなくて「挙げるようにする」という単なる指針であって違反しても違法ではない。

②地方財政法の「地方自治体の経費は、目的達成のため必要且つ最小の限度を超えて支出してはならない」に違反し

ているというが、「目的達成とは「相模大堰」建設を指し、「水源確保」という「目的達成」のための支出は住民訴訟の対象(損害賠償請求の対象)にならないから、控訴人の主張は失当である。又、賠償請求をするためには、現実に果の財産に損害が生じている必要がある。しかし相模大堰という財産は存在するし、稼働もしているから、財産に損害はなく、賠償を請求する対象がない。控訴人は架空の損害を請求しているだけだ。

このような神奈川県、被告側の論理を認めたら、住民訴訟は不可能である。

控訴審は第6回で裁判長が替わった。前の裁判長は双方の主張、論点を整理するという方針で、私たちは水需要予測、環境法制、現地生態系の証人申請を出す予定だった。

新しい裁判長は控訴審第7回で、かなり長い時間をかけて書類の山をひじくり返してから、「最終的な準備書面を出す段階になってから人証調べをしてくれと申し出るのは、いかながものですかね?前回最終的な準備書面を出すように言いましたが、この訴訟は何年も続いていたのでしょうか?平成5年からですから、主張も出し尽くしたというので、前回最終準備書面を出すようにいったはずですよ。」

裁判長が交代するやいなや、申し送りもなしにいきなり結審をほめかすとは予想もしていなかった。

法廷に緊張した空気が走る。小野弁護士が即座に「前々回までに、これらか論点を整理しながら主張を出し合って、人証に入るものになっていました。まず、主張の整理をしてからと考えています。」との反論する。

裁判長「訴訟を提訴する時に見直しを立てて、主張、立証してゆくものではない。常識的に考えても、見直しもなしに次から次に証拠の申し出をされたのでは、審議経過も予定もできません。人証の申し出は保留しておいてください。」と準備書面を考えておいてください。次回回の期日が11月7日午前11時開廷と決まる。こちらの証人は採用されず、次回の口頭弁論で、結審の可能性が高まってきた。控訴審はいきなり山場さしかかった。

相模川河川整備計画の市民対応

相模川では河川整備計画はまだ策定されていないが、河床調査、動植物調査など策定のための基礎調査は平成15年度までに完了する予定である。また、多摩川の河川整備計画が平成13年に策定された際、行政と市民の共同作業として行われた「河川巡視」も相模川でも始められた経緯もあり、いつでも本格的な河川整備計画の策定作業が開始されてもおかしくない状況だ。多摩川では約2年間で策定作業は終了している。その間ワークショップが開かれ、市民の声が計画に反映しているかのようであるが、原案は行政とコンサルが策定して、大規模な河川工事

(スーパ一堤防の建設)はしっかりと計画に盛り込まれた。大規模な河川工事の根拠である基本高水流、計画高流量など基本方針の部分は全く話し合われていない。

相模川ではダムなど大規模工事計画に歯止めをかけるため、5月に「相模川の未来」という市民組織を立ち上げて河川調査や、水源連の遠藤さんを講師に招いて学習会など河川整備計画策定に対応する準備を始めた。

神奈川県で小田原の早川など4つの2級河川について、河川整備計画を策定している。その手法はワークショップを3~4回開催して市民の要望をまとめ、計画の反映させたとしているが、実態は予めコンサル作成した計画案に都合の良い提案だけつまみ食いの計画に盛っているだけだ。整備計画に対するワークショップの明確な位置づけや規定もなく、整備計画市民側の承認をあたえる実態に行政に都合の良い存在になっている。

相模川は1級河川で京浜工事事務所が主管しているが、河口6Kmより上流は神奈川県が管理を委託されているので、相模川河川整備計画でも2級河川の整備計画策定の手法が同様に行われる可能性が高いと思われる。

これに対抗するには自立した市民組織が基本高水流の設定など専門的な課題も検討しなければならぬと思う。